

審議会答申 参考資料（案）

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価（案）
- ・男女共同参画関連施策の検証・評価 データ等
- ・ 質問書（写）
- ・大阪府男女共同参画審議会委員名簿
- ・大阪府男女共同参画審議会の審議経過

平成22年7月

男女共同参画関連施策の検証・評価(案)

■検証・評価にあたって

- 大阪府では、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年7月に、平成22年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成18年の一部改訂を経て、プランに基づく男女共同参画施策が総合的、計画的に進められてきたところです。
- 本審議会は、このプランの計画期間満了前に、プランに基づき実施されてきた施策の到達点と、解決が待たれる課題をわかりやすく提示するため、男女共同参画施策を検証・評価する仕組みを、平成20年4月28日に「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について（答申）」としてとりまとめたところです。
- 府では、平成23年度からの新たな大阪府の男女共同参画計画の策定に向けて、この答申に基づき施策の検証・評価が進められてきました。
これまで、各事業所管課による1次評価及び男女共同参画課による2次評価がとりまとめられたところですが、本審議会では、2次評価の適正性を検証し、次期計画に向けた課題の整理を行うため、3次評価を実施するものです。

■プランの検証・評価

○ 社会的な意思決定への女性の参画拡大

(1) これまでの取組

府では、社会的な意思決定への女性の参画拡大を進めるために、府の審議会における女性委員の割合を平成22年度までに40%とする目標を設定し取組を進めてきました。また、府自らが、企業等のモデルとなるような職場づくりとして、女性職員が多様な経験を積むことができるよう、10名以上の所属に女性職員を複数配置するなどの女性職員の職域拡大や管理職への登用促進などに取り組んできました。

また、民生委員・児童委員など、地域で活動する組織等の方針決定の場への女性の参画促進のための取組を進めてきました。

(2) 現状

審議会委員の登用については、平成21年4月時点で35.8%と目標数値に向けて推進

してきたものの、女性の学識経験者が少ない分野等での登用が進まないなどの理由により目標達成が難しい状況です。

府職員における女性役職者比率（行政職）は、平成13年度の5.0%から平成21年度には10.9%になったものの、全体でみると微増にとどまっています。公立の小・中学校、府立高等学校、特別支援学校の管理職の割合については、全国と比較すると、中学・高等学校は府が高くなっていますが、他は低い数値となっています。

また、PTAや民生委員・児童委員など、地域で活動する組織における女性の数は多いにもかかわらず、会長などに占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。

（3）今後の方向性

社会的な意思決定への女性の参画拡大については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であり、男女共同参画を推進する要であることから、さらなる取組が必要と考えます。

府の審議会での女性委員の登用にあたっては、クオータ制の導入など、取組を促進するための有効な手法についての検討を求めます。また、理工系の女性人材の育成については、学校教育からの長期的な視点での取組が必要と考えます。

大阪府の職員採用者に占める女性の割合や女性の主査級昇任考査受験率は増加傾向にあり、将来的には女性役職者比率の増加も想定されます。しかし、府の職員アンケートの結果をみると、昇任を希望しない理由として「家事、育児、介護等と両立させる自信がないから」「昇任した場合、それに見合った責任が果せるか能力的に不安だから」と回答した女性はそれぞれ46.9%、43.4%、男性は9.4%、21.2%で、男女で大きな差があることからも、府では、引き続き、計画的な人材育成や仕事と家庭の両立がしやすい環境整備等に取り組むことが必要です。

府をはじめ、行政や企業など様々な社会的組織において、政策・方針決定に女性の意思を十分に反映させていくために、今後とも、社会的な意思決定への女性の積極的な登用を促進していくことが必要です。

○ 男女共同参画に向けての意識形成

（1）これまでの取組

府では、固定的な役割分担意識による慣行の見直しを進めるため、啓発冊子の配布、ホームページを通じた各種の広報啓発を行うとともに、府民それぞれの主体的な行動を引き出すため、企業、団体、若年者向けなど、様々な対象者別に各種の啓発講座が実施されてきたところです。

（2）現状

府民意識調査の結果を見ると、社会通念・慣習・しきたりなどで「男性優遇」と考え

る割合は、7割以上で、社会全体として「男性優遇」と考える割合も6割以上となっています。また、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、「同感する」割合は、平成16年度の調査と比較すると、男女とも増加しており、特に20～30歳代の女性及び30～40歳代の男性について、その割合が高くなっています。

若年層の女性で同感する割合が増加した背景には、若者や女性に非正規雇用が増大するなど不安定な雇用が広がっていることや仕事と子育ての両立が難しいと感じられていることなど、昨今の社会情勢等の影響が推測されます。また、30～40歳代の男性の意識の背景には、これらの年代の男性に長時間労働の割合が高く、仕事と家庭との両立が難しい状況などが影響していると考えられます。(1)の取組のように施策を展開していく中、時代の情勢等の変化に伴い、その結果を十分に出せていない状況も見受けられます。

(3) 今後の方向性

府民意識調査の結果を見ると、「男女共同参画社会」という用語の認知度は男女とも40%台であり、同様の内閣府調査よりも認知度が20%程度低く、男女共同参画が府民にとって身近な問題として認識されていないのではないかと懸念されます。

今後、男女共同参画社会の実現に向けての意識形成を進めるにあたっては、これまでのような単に対象別の啓発では十分な効果が見込めないと考えられます。昨今の社会情勢の変化なども踏まえながら、その背景を分析し、例えば、若い世代には就職難や非正規雇用の問題、中高年層には親の介護など、それぞれの対象者が男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができるような取組を行うことが必要です。

また、企業経営者など組織の指導的な立場にある人や社会的に影響力のある人を対象とした啓発を重点的に行ったり、地域、学校、職場など様々な場において、市町村や企業、大学、経済団体、NPO等と連携した取組を行うなど、効果的な広報啓発を行っていくことが重要と考えます。

○ 働く場での男女平等の推進

(1) これまでの取組

府では、雇用の場における男女の均等取扱の推進のため、企業向けにセミナー等の広報啓発を実施するほか、女性の能力活用、仕事と家庭との両立支援の取組を推進するための事業者登録制度、企業の先進的な取組事例の紹介などの事業者向けの施策を実施してきました。また、働く人向けには、職場での男女平等、育児・介護休業法、多様な働き方を紹介した冊子の配布、働く人の労働問題に対応する労働相談、職業能力の向上や再就職に向けた職業訓練の実施など、様々な施策が進められてきました。

(2) 現状

府民意識調査を見ると、職場における「募集・採用」「賃金」「仕事の内容等」については、「男性優遇」と考える割合が減少し、一定進んだと見受けられる一方で、「昇進・昇格」や「管理職登用」については、全体の4割近くが「男性優遇」と考えている状況です。

女性雇用者に占める非正規雇用者の割合は、平成9年の46.4%から平成19年には58.8%と増加しており、全国平均よりも高い数値で推移しています。

また、育児休業を取得し継続して就業する女性の割合は増えているものの、府の年齢別の女性の就業率では30歳代を底とするM字カーブに大きな変化が見られません。これは、出産を機に就業を中断する女性が多く、仕事と子育て等との両立が難しい状況が改善されていないためと考えられます。

(3) 今後の方向性

働く場での男女平等の推進については、分野によっては、まだまだ進んでいない状況があります。

今後とも、男女ともに、自らの意思により、多様で柔軟な働き方を選択でき、その能力を発揮できる社会の実現に向け、年代や時期に応じて職場、家庭、地域における生活をバランスよく送ることができるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく具体的な取組を進めていく必要があります。最近は、女性だけでなく外国人や障がい者等多様な人材を活かし企業の成長につなげていく「ダイバーシティ」の推進に取り組む民間企業も増えていますが、まだ一部の企業にとどまっています。府内企業の取組をより一層推進するため、例えば、公契約の入札参加制度において、男女共同参画に積極的に取り組む企業を優遇する等の具体的な方策を検討するなど、働く場での男女の均等取扱、女性の能力発揮のための取組、多様な働き方への支援などを引き続き推進していく必要があります。

○ 総合的な子育て環境整備

(1) これまでの取組

子育て環境の整備については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」、「次世代育成支援対策推進法」などの制定を踏まえ、国や府、事業者が連携し、社会全体で子育て支援を進めるための取組が進められてきました。また、府においては、平成17年3月に、「こども・未来プラン」（大阪府次世代育成支援行動計画）が策定され、これまでの保育施策を中心とした取組に加えて、在宅での子育て家庭を含むすべての子育て家庭への支援や、企業における職場環境の整備などを進め、幅広い側面から子育て家庭を支援する取組が進められてきたところです。

(2) 現状

保育所待機児童に関しては、多様な保育施策の展開により、減少しつつあるものの、全国的に見るとまだ中位です。また、保育所入所枠の拡大に伴い就労を希望する女性も増加するなど、潜在的な需要が顕在化しつつある状況も見受けられます。

一方、男性の育児休業取得者は、平成20年調査で0.9%と女性の86.1%に比べて極端に低い状況にとどまっています。また、府民意識調査の結果において、男性が家事に要する時間は、平日及び休日とも「ほとんどない」が30%台と高い状況にあるなど、依然として女性が家事や子育てを担っている現状があります。これらの背景には男性の長時間労働や、男性の育児休業取得に対する職場での理解が進まないことや、男性自身が職場での立場が悪くなることを懸念して制度を利用しないことなども要因となっていると考えられます。

(3) 今後の方向性

父親の子育てへのかかわりや子育て期間中の働き方の見直しを促進するためにも、例えば育児休業を取得した男性の活躍事例を紹介するなどし、男性の育児休業取得の促進や家事・育児等への参加について、社会的評価を高めるための気運の醸成を図ることも重要と考えます。

今後は、男性や組織のトップへの働きかけなどを行いつつ、男女が安心して子どもを産み育てることができ、そして、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、働く場や地域をはじめ社会全体で子育てを支えていくための環境整備をさらに進めていく必要があります。

○ 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備

(1) これまでの取組

府では、「ふれあいおおさか高齢者計画」に基づき、介護が必要になった高齢者に対する介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護予防・生活支援施策の推進が図られてきました。また、「第3次大阪府障がい者計画」に基づき、福祉サービスの提供基盤の整備、地域における相談体制の充実、就労支援などが進められてきました。さらに、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がい者、高齢者などをはじめ、すべての人に配慮した施設の整備を促進するとともに、「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない、安全・安心なまちづくりが推進されてきました。また、阪神・淡路大震災の際の経験を活かし、防災・復興対策においては、男女双方の視点への配慮といった考え方を含めた計画やマニュアル作成が行われてきたところです。

(2) 現状

府における高齢化率（65歳以上の割合）は、平成12年の14.9%から平成21年には21.5%に、要介護認定者数は平成13年の約20万人から平成19年には約33万人に増加しており、今後も増え続けることが予想されています。

府民意識調査の結果を見ると、家庭における介護について「夫と妻の両方同じ程度の役割」と考える割合は7割弱となっていますが、仮に介護を自宅でする場合の介護する人については、女性の8割弱が自分、男性の5割以上が配偶者と思っており、介護を担うのは女性という意識があることが伺えます。

また、全国的に、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化などの中で生活困難が幅広い層に広がっており、そのうち貧困者の割合は、高齢単身女性世帯や母子世帯層など女性で高くなっています。

(3) 今後の方向性

高齢者を社会全体で支えていくという観点からの介護問題への対応とともに、経済的に困難な状況にある高齢者層の増加などの状況も指摘されており、新たな問題として検討を進める必要があると考えます。

また、高齢化社会の進展の中で、豊かで活力ある社会としていくという観点から、高齢者がこれまでに得た経験や技術を活かし、積極的に社会貢献できるような仕組みづくりなどを進めることが重要です。

さらに、高齢単身女性世帯や母子世帯層をはじめ、単身世帯やひとり親世帯における生活困難が幅広い層に広がっていることに鑑み、女性のエンパワメントという視点も踏まえ、だれもが安心して暮らせる環境づくりを進めることが重要です。

このように、年齢や障がいの有無等に関わらず、男女ともに社会に参画でき、安心して暮らせるような社会の構築に向けた取組を引き続き進める必要があります。

○ 女性に対する暴力の根絶

(1) これまでの取組

府では、府の関係機関で構成する「大阪府『女性に対する暴力』対策会議」を設置し、女性に対する暴力防止のための取組が進められてきました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、府内関係課、市町村、民間団体と連携しながら、被害者支援のための各種施策が進められてきました。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、買売春、人身取引、ストーカー行為等に対しても、府総合労働事務所でのセクシュアル・ハラスメント相談、警察でのストーカー被害や性犯罪被害専用の電話相談を実施するとともに、警察による取締りの強化を図るなど様々な施策が進められてきました。

(2) 現状

配偶者からの暴力（DV）に関する相談や一時保護件数は、依然として高い状況が続いている。府民意識調査の結果を見ると、DVを受けた経験のある人の半数以上が「どこにも相談しなかった」と回答しており、相談をためらったり一人で悩みを抱えこんでいる被害者も多いと考えられます。さらには、恋愛間での暴力（いわゆる「デートDV」）も若年層において問題となっています。

また、府総合労働事務所へのセクシュアル・ハラスメントに関する女性からの相談件数は、平成18年度は462件でしたが、男女雇用機会均等法の改正により平成19年から企業において相談窓口の設置が義務付けられたことなどの影響もあり、平成20年度は228件となっています。

一方、ストーカー行為等の規制等に関する法律が整備されましたが、大阪府警察に寄せられたストーカー相談件数は、平成17年1,319件であり、その後1,000件前後を推移し、平成20年には1,217件と増加しています。

(3) 今後の方向性

女性に対する暴力は、女性の人間としての尊厳への侵害であり決して許されるものではないこと、中でも配偶者からの暴力については、相談件数や一時保護件数の増加といった深刻な状況が続いていることなども踏まえながら、今後とも、市町村や関係機関と連携して、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

また、DVは多様な課題を含んでいることから、例えば、教育、司法、医療などの関係者をはじめ、幅広く啓発していくことが重要であると考えます。

さらに、「デートDV」の問題については、若年層を対象とした啓発や教育・学習の充実などに取り組む必要があります。

○ 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保

(1) これまでの取組

府では、生涯を通じた女性の健康の保持増進のため、地域保健の専門的・広域的拠点である府の保健所において、健康相談や性感染症予防啓発、食育を通じた健康づくり等が実施されてきました。また、女性特有の症状で悩んでいる人が気軽に受診できるよう、女性医師が診察を行う女性専用外来を府立の1病院で実施するとともに、思春期、妊娠・出産期、成人・高齢期など、ライフステージに応じた健康対策が進められてきました。

(2) 現状

母子保健関係の指標を見ると、周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率はいずれ

も減少傾向にあります。

しかし一方で、府民の死亡原因の1位を占めるがんについては、死亡率が全国の中でも最も高い府県の1つであり、また、がんの早期発見につながるがん検診の受診率は、乳がん検診、子宮がん検診受診率とも全国と比べて低い状況にあります。

また、心の健康面においては、様々な社会構造がもたらすストレス等によるうつ病の増加等が問題となっています。中でも自殺者数は全国で3万人を超えており、府の自殺者数は概ね2千人前後で東京に次いで多く、その約7割が男性であり、その対策が求められています。

(3) 今後の方向性

女性については、妊娠や出産の可能性があり男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

男女とも平均寿命が伸びていますが、全国の中でもがん死亡率が高いことから、がん等の検診受診率を高め、早期発見、早期治療を進めることが重要です。

また、昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、職場での対人関係や過重労働などが影響していると考えられます。このため、男女を問わず、心身ともに健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しなどの取組も必要とされています。

さらに、疾患の罹患状況が男女で異なることも踏まえ、生涯を通じた健康保持のためには、性差に応じた的確な医療の必要性があります。

男性も女性もお互いの身体的特性を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ相手に対し思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現の前提となるものであることから、今後も、男女双方の生涯にわたる健康支援を進めていく必要があります。

○ メディアにおける女性の人権尊重

(1) これまでの取組

府では、府の広報・出版物の作成にあたり、男女平等の視点を踏まえた表現となるよう「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を作成し、周知を図るなど、女性の人権を尊重した表現の推進や、青少年を有害な情報から守るための取組の推進、学校教育におけるメディア・リテラシーの向上を図る取組などが進められてきたところです。

(2) 現 状

テレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通じて、男女雇用機会均等や仕事と子育ての両立に関する各種制度が周知されたり、職場で活躍する女性や家事・育児に参画する男性等様々な男女共同参画の事例等がタイムリーに紹介されることなどにより、広く府民に男女共同参画への理解が促進される面もあります。

しかし一方、府民意識調査の結果を見ると、メディアにおける性・暴力表現について

「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」とする割合は、男女とも7割を超えるなど高い状況が見られます。

(3) 今後の方向性

府が行う広報・出版については、府民向けに広く情報発信していく点から社会に与える影響が大きいことを考慮し、広報・出版物が男女共同参画の視点にたった表現となるよう引き続き取組を進める必要があります。

また、メディアによる情報発信は、全国的な規模であるとともに、近年のITの発展などにより、一地方公共団体として取り組めることにも限界がありますが、メディア内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上等の取組について、引き続き進めることが重要です。

さらに、メディアにおける女性の人権尊重の観点、固定的な性差観にとらわれない表現、暴力や性の表現の自粛などの点について、全国的にメディア側の自主的な基準作りが進むよう、他の地方公共団体とも連携を図りながら、国とともに、メディアに働きかけていく必要があると考えます。

○ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1) これまでの取組

府では、性別に基づく決めつけによる固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校における男女平等教育に係る教材の作成・活用、キャリア教育の推進、人権尊重の視点を取り入れた教員向け研修などが実施されてきました。また、あらゆる世代の男女が自分の個性に応じて自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身に付けることができるよう、教育・学習機会の充実のための施策が推進されてきました。

(2) 現状

府民意識調査の結果によると、学校教育の場で男女が平等であると感じる割合は、無回答やわからないとの回答を除くと、男女とも7割を超えるなど、家庭、職場、政治の場など、他の分野より比較的高くなっています。

4年生大学への進学率は、男女とも上昇傾向にあり、特に、女性では平成12年から平成20年の間に10%以上上昇しています。一方で、理工系分野における女子学生の割合が低いなど、専攻分野については依然として男女の差が見られます。これは、女性が活躍する理工系分野の職業に関する情報が十分に提供されていないことが進路選択に影響を与えていることも一因と推測されます。

(3) 今後の方向性

男女共同参画社会の実現に向けては、男女ともに人権尊重の意識や男女平等の意識を育てていくことが必要であり、特に、子どもに対しては、学校教育の果たす役割が大きいものとなっています。

今後も引き続き、性別に基づく決めつけによる固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を促進するため、例えば、教員の男女共同参画への理解を深める取組や、理工系分野で活躍するロールモデルの紹介を行うなど、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野で相互に連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習や情報の提供をさらに充実させすることが必要であると考えます。

○ 地球的視点での男女共同参画の推進

(1) これまでの取組

府では、国際的な男女共同参画に関する情報の収集や提供、異文化理解の促進と在住外国人女性に対する支援などの取組を進めてきたところです。

主な取組として、府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の情報ライブラリーにおいて、内外の図書の収集や閲覧・貸出サービスが行われています。また、府の男女共同参画に関して海外向けに情報発信するとともに、海外との交流を深めるため、英文情報誌が発行されたところです。

また、婦人保護事業の観点から女性相談センターで外国人女性を対象とした相談事業が行われたり、外国人の行政ニーズを的確に把握し対応するため、多様な外国語に即応して情報提供や相談事業が行われるなど、在住外国人に対する支援が図られてきたところです。

(2) 現状

国際化の進展等により留学生や国際結婚等も増加し、府では、多様な文化や価値観を持った人間が行き交い活動しています。平成20年現在、約21万人の外国人が在住しており、その人数や都道府県人口に占める割合は東京都に次いで多い状況にあります。また、その国籍を見ると、中国やベトナムが増えるなどプラン策定時に比べ多様化しています。

(3) 今後の方向性

今後は、アジアとの交流を中心として、社会のさらなるグローバル化の進展を踏まえ、お互いの人権を尊重した多文化共生を推進する観点から、引き続き、国連の動きなど国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し、市町村等を通じて府民に情報提供していくことが必要です。また、府に滞在する外国人研究者や留学生に対して、府域の男女共同参画に関する情報提供に努めることや在住外国人女性への支援な

どを進めていくことが重要と考えます。

■まとめ

本審議会は、「検証・評価システム」の三次評価について、上記の取りまとめに加え、今後の本システムの運用について次のように提言します。

○ 男女共同参画施策の検証・評価システムの運用について

今回の検証評価では、審議会が答申したシステムの具体的な展開を通じて、1次評価を行った事業所管課においては、男女共同参画への理解を深め、課題を共有化することにつながったと考えます。

2次評価にあたっては、基本的な指標、数値目標の達成状況や事業所管課による事業の推進状況を総合的に評価し、評価を星の数で表すという手法がとされました。

しかし、男女共同参画に関わる意識調査結果や関連する指標の数値がどの程度であれば「進んだ」と言えるのか、そのメルクマールが明確でないため、なかなかその評価結果が妥当か否かと判断できない状況となり、審議会としても苦慮したところです。

このような観点から、今後の検証・評価の実施にあたっては、評価基準の設定の検討など、再度システムの運用の詳細について見直しを進めが必要と考えます。

本システムについては、今後運用を重ねていくことにより見えてくる改善点をその都度、反映・改良することにより、充実したシステムとなるよう、また、システムの運用を通じて、すべての課に男女共同参画の視点が浸透し、府の男女共同参画の取組がさらに推進されていくことを期待します。

○ 推進体制について

現行プランでは、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、事業者や各種団体を巻き込んだ連携体制の構築に向けた取組を進めるとともに、府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）での事業を実施するなど、府内での推進体制の充実が図られてきました。

しかし「男女共同参画社会」という用語について4割の府民にしか周知されていない現状を考えると、より多くの府民に理解と共感を広げるような視点での取組が必要です。

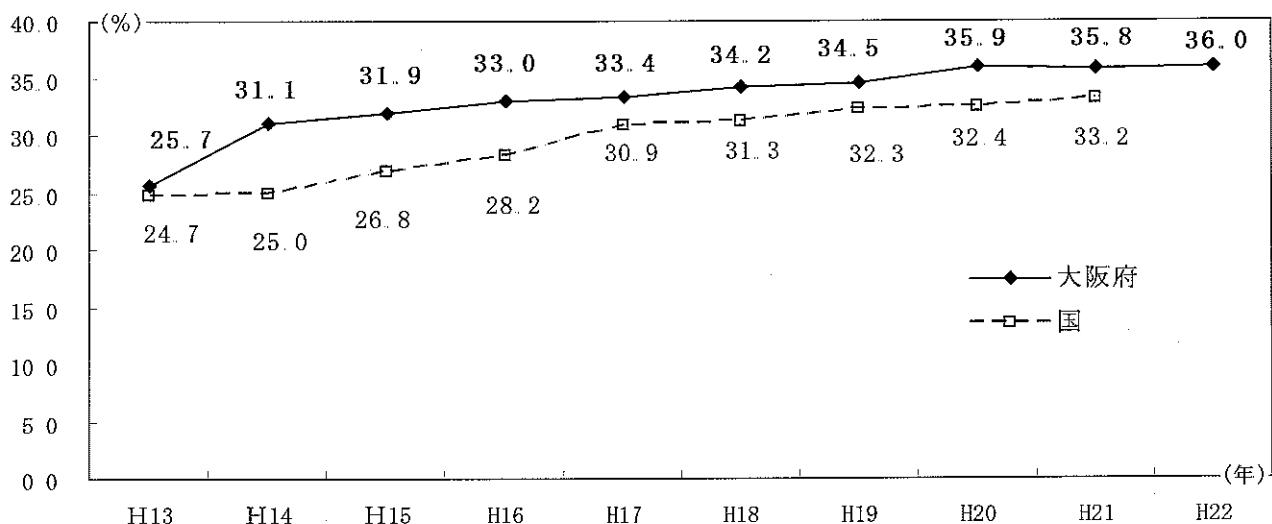
今後、さらに男女共同参画を進めていくためにも、新たな計画の策定にあたっては、大阪府をはじめ、市町村、女性センター・男女共同参画センター、NPO、企業、大学、経済団体、労働組合、関係団体等と連携したオール大阪での推進体制について十分に検討することが必要と考えます。

○ 最後に

一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のための取組を進めることは、社会において生じている様々な課題の解決につながるものであり、一人ひとりが豊かな人生を送ることを可能にし、また、一方では、持続可能で活力のある大阪、ひいては、日本を実現する大きな力となり得ることなどを念頭におきつつ、新たな男女共同参画計画の策定に向けた検討が進められるよう期待します。

1 【社会的な意思決定への女性の参画拡大】

1-①：審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府 国) [目標 H22: 40%]



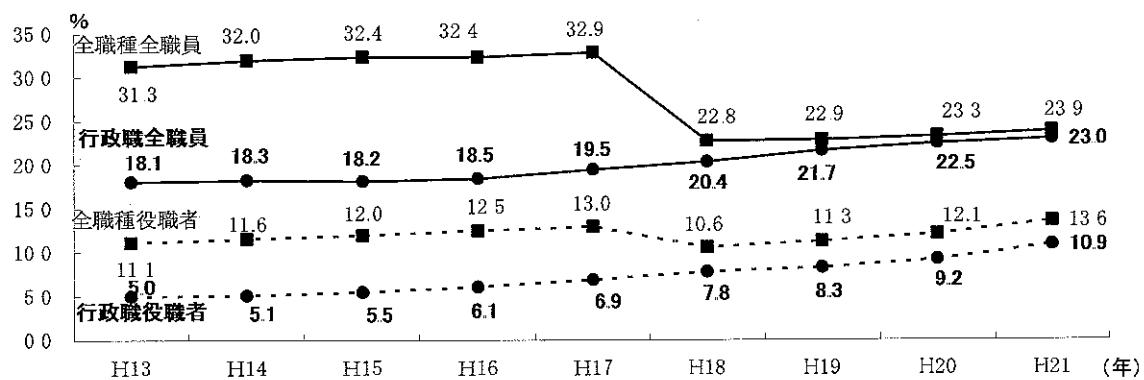
資料出所：内閣府調べ（各年9月30日現在）、大阪府男女共同参画課調べ（各年4月1日現在）

1-②：府における10名以上の所属への女性職員複数配置率 [目標 H22: 100%]

年　度	15	16	17	18	19	20	21
女性が複数配置されている所属数	222	222	217	214	221	213	206
達成率(%)	84.7	86.4	86.5	88.4	92.5	89.1	89.2
女性が複数配置されていない所属数	40	35	34	28	18	26	25
職員数が10人以上の所属数	262	257	251	242	239	239	231

資料出所：大阪府人事室調べ

1-③：府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移



資料出所：大阪府人事室調べ（各年5月1日現在）

(注)役職者は、主査(係長)級以上の職員。平成18年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。

1-④ 公立小・中・府立高等学校、特別支援学校における管理職に占める女性教員の割合

	H14年度	H17年度	H19年度	H20年度	H20年度(全国)
公立小学校	16.3	17.2	18.6	18.6	19.7
公立中学校	6.3	7.1	8.0	9.0	6.3
府立高等学校	7.6	5.4	5.8	7.2	5.5
府立特別支援学校	14.1	21.4	23.1	18.3	19.2

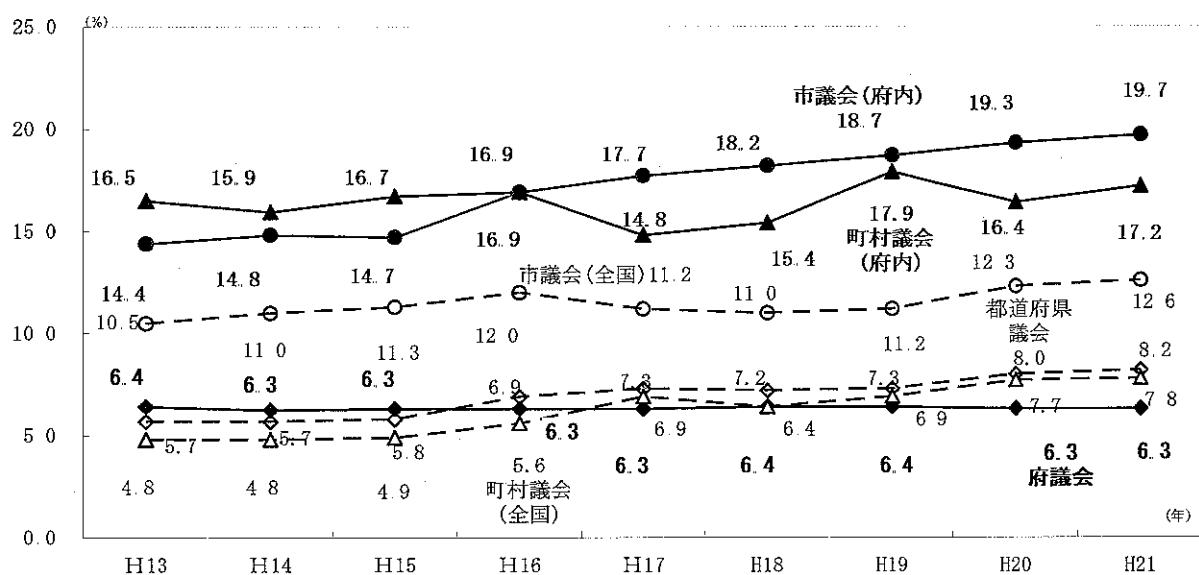
資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」

文部科学省「平成20年度学校基本調査」

(注) 小中学校は、大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

(注) 全国数値は、公立学校における管理職（校長、副校長、教頭の計）に占める女性の割合

1-⑤：地方議会における女性議員の割合の推移（大阪府 全国）



資料出所：府議会、府内の市・町村議会は、大阪府男女共同参画課調べ

(H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在)

都道府県議会、全国の市・町村議会は、H13は内閣府「女性の政策決定参画状況調べ」(12月現在)、H14からは「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

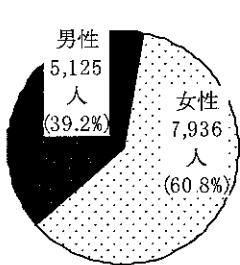
1-⑥：自治会長の状況

年・度	19	20	21
自治会長数	3,878	5,301	5,242
うち女性自治会長数	382	468	461
女性比率	9.9	8.8	8.8

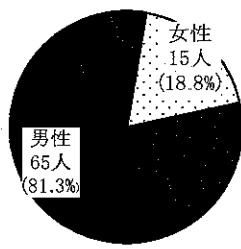
資料出所：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

1-⑦：大阪府内の民生委員・児童委員数

【民生委員・児童委員数】



【民生委員・児童委員協議会の会長数】



資料出所：大阪府男女共同参画課調べ(H21.4.1現在)、(注)大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を含む。

<推移>

年 度	15	16	17	18	19	20	21
委員の女性割合 (%)	57.9	58.1	59.4	59.7	60.0	60.6	60.8
会長の女性割合 (%)	13.8	17.5	13.8	15.0	15.0	18.8	18.8

1-⑧：大阪府内のPTA役員数

【市町村 PTA 協議会】

年 度	19	20	21
市町村 PTA 協議会数	42	43	42
会長の女性 (人)	6	3	4
会長の女性割合 (%)	14.3	7	9.5

(注)大阪市除く

平成19年度：美原区(旧美原町)含み、交野市を除く

平成20年度：美原区(旧美原町)含む

【市町村 PTA】

年 度	19	20	21
市町村 PTA 数	1040	1052	1050
会長の女性 (人)	115	31	121
会長の女性割合 (%)	11.1	2.9	11.5

資料出所：大阪府男女共同参画課調べ (H21.4)

1-⑨：農業委員会における女性の参画

【農業委員に占める女性の割合】

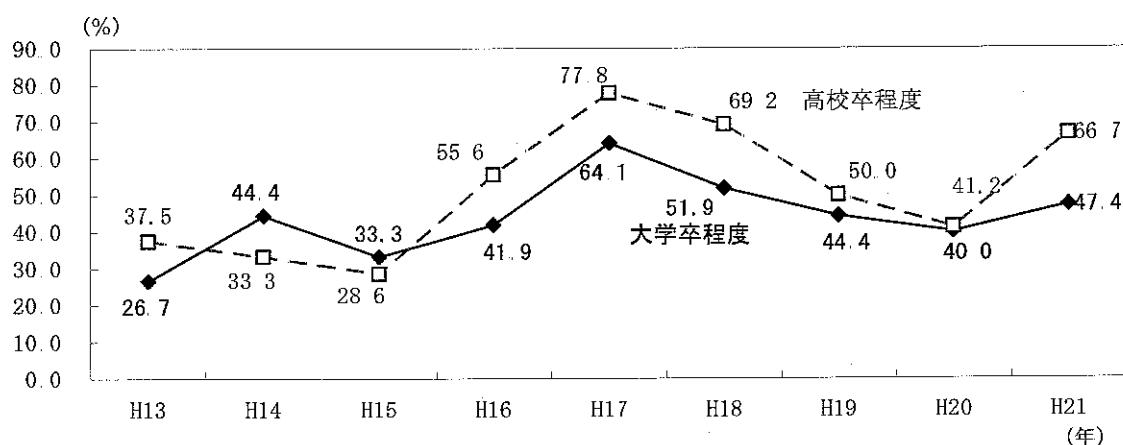
	17年			20年				
	大阪府	902	19	2.1%	894	14	1.6%	
	全国	45,379	1,869	4.1%	37,456	1,741	4.6%	

【女性の割合別農業委員会数】

	平均	30%以上	25%-30%	20%-25%	15%-20%	10%-15%	5%-10%	0%-5%	0%	合計
大阪府	1.6%					3	2	6	32	43
全国	4.6%	8	10	30	77	239	387	152	890	1,793

資料出所：農林水産省経営局調べ（平成20年10月1日現在）

1-⑩：大阪府職員（一般行政職）採用者に占める女性割合の推移



資料出所：大阪府人事室調べ（注）各年度4月1日採用における数値。

1-⑪：主査級昇任考査 受験対象者に対する男女別受験率

年 度	14	15	16	17	18	19	20
女性職員 (%)	19.8	20.3	19.4	19.7	22.5	30.1	34.2
男性職員 (%)	45.6	45.8	43.7	45.2	48.9	57.6	58.9

資料出所：大阪府人事委員会調べ

1-⑫：昇任を希望しない理由 【府職員アンケート調査】

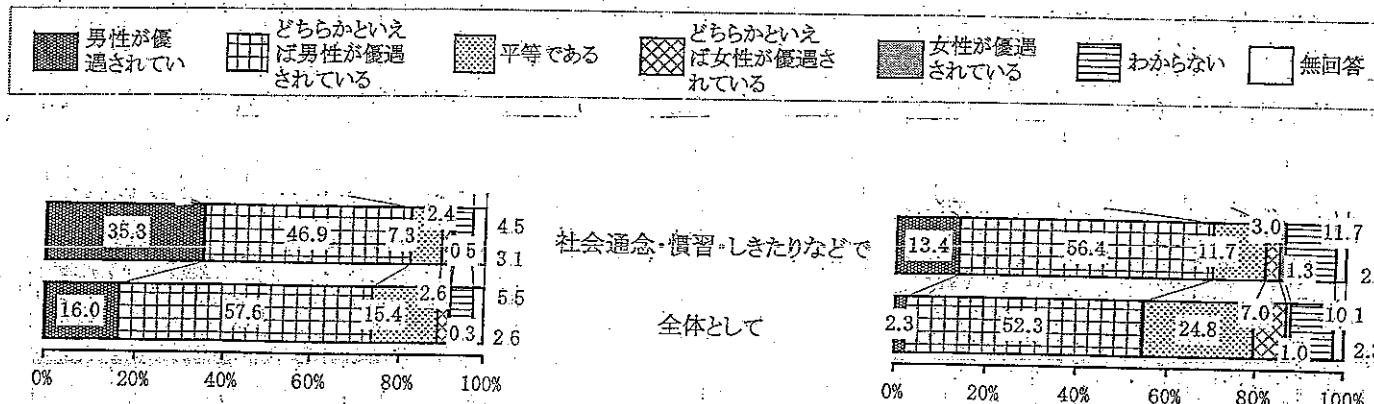
昇任希望の設問において『現在の職階でよい』と回答した理由（3つまで選択可）

理由	女性	男性	計
既に昇任しており、やりがいや責任のある仕事をしているから	12(10.6%)	52(24.5%)	64(19.7%)
昇任しなくても現在の仕事に満足しているから	22(19.5%)	49(23.1%)	71(21.8%)
昇任した場合、それに見合った責任が果たせるか能力的に不安だから	49(43.4%)	45(21.2%)	94(28.9%)
昇任した場合、家事、育児、介護等と両立させる自信がないから	53(46.9%)	20(9.4%)	73(22.5%)
部下を持つよりも与えられた仕事をこなす立場でいたいから	21(18.6%)	32(15.1%)	53(16.3%)
責任の重い仕事をしたくないから	10(8.8%)	13(6.1%)	23(7.1%)
仕事の大変さほど給与が上がらないから	24(21.2%)	58(27.4%)	82(25.2%)
昇任することに興味がないから	31(27.4%)	71(33.5%)	102(31.4%)
昇任考査の勉強が負担だから	11(9.7%)	12(5.7%)	23(7.1%)
その他	7(6.2%)	11(5.2%)	18(5.5%)

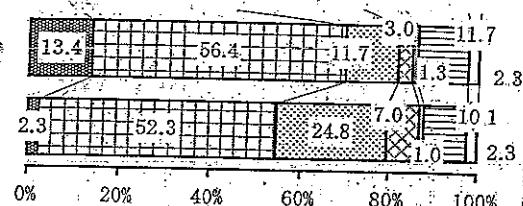
2 【男女共同参画に向けての意思形成】

2-①：男女平等の現状認識（社会全体）（社会通念・慣習・しきたりなどで）

<女性>(N=382)



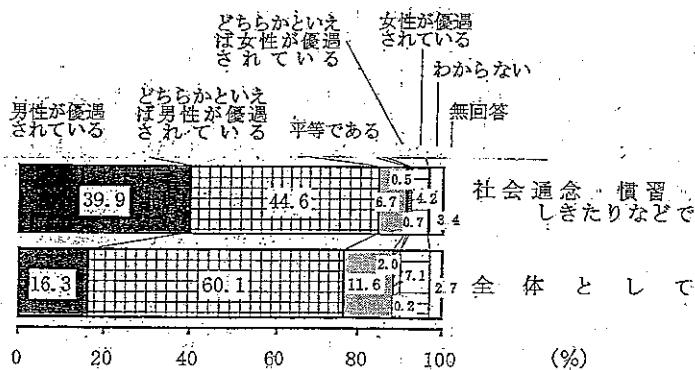
<男性>(N=298)



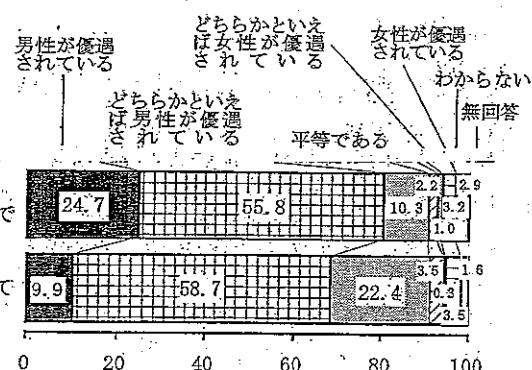
資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年)

【参考】:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年)

<女性>
N=406

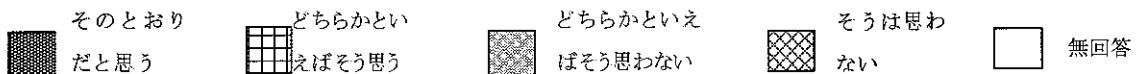


<男性>
N=312

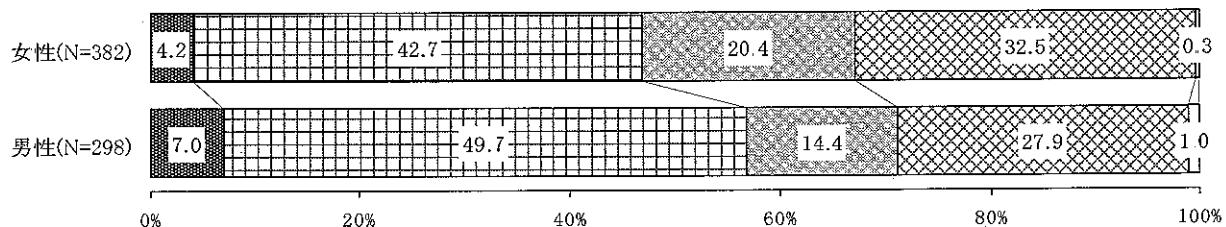


2-②：性別役割分担意識 【府民意識調査】

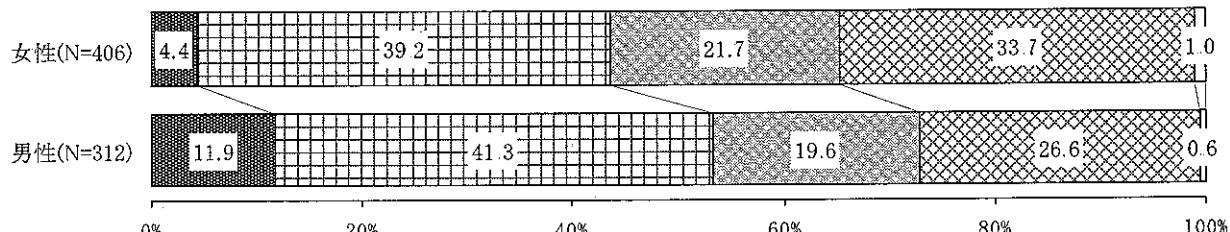
「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか。(府民意識調査)



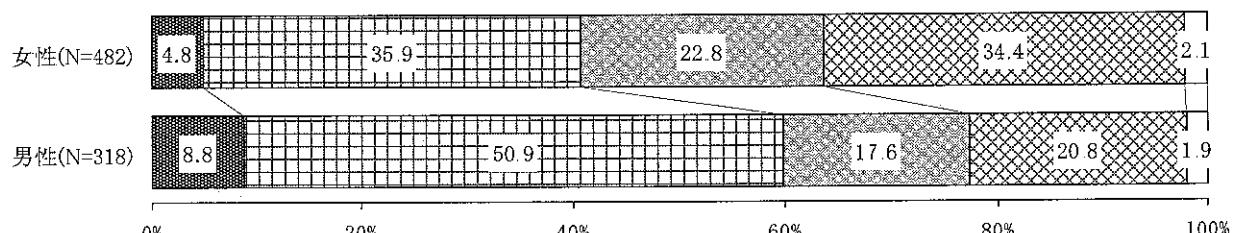
<平成21年度>



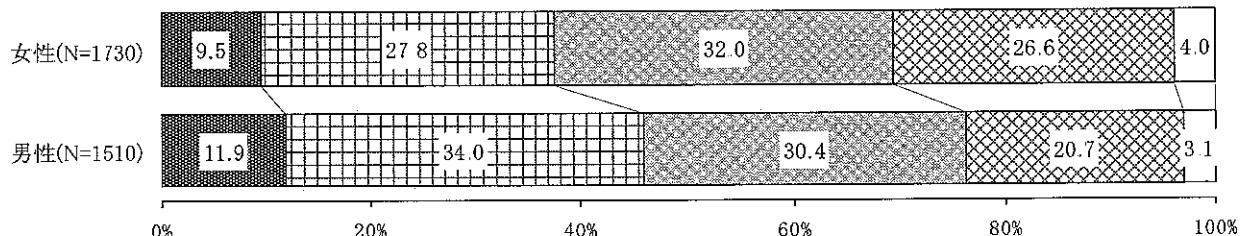
<平成16年度>



<平成11年度>



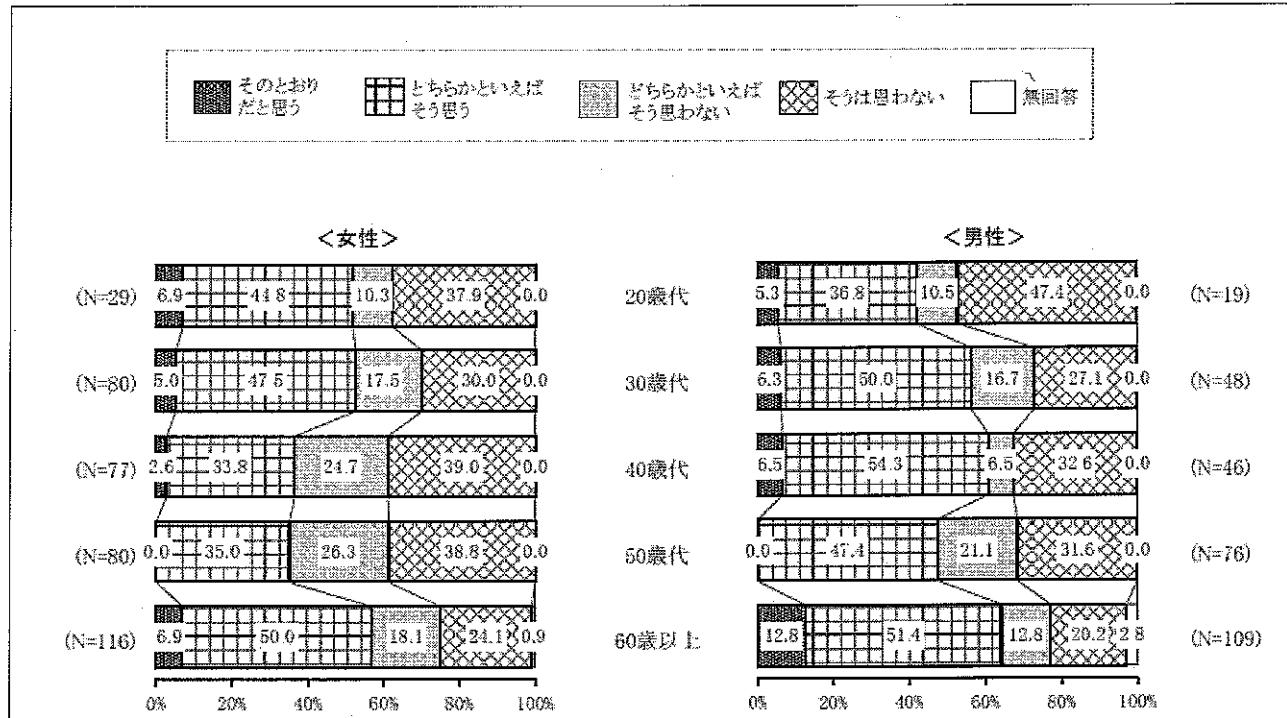
<内閣府(平成21年度)>



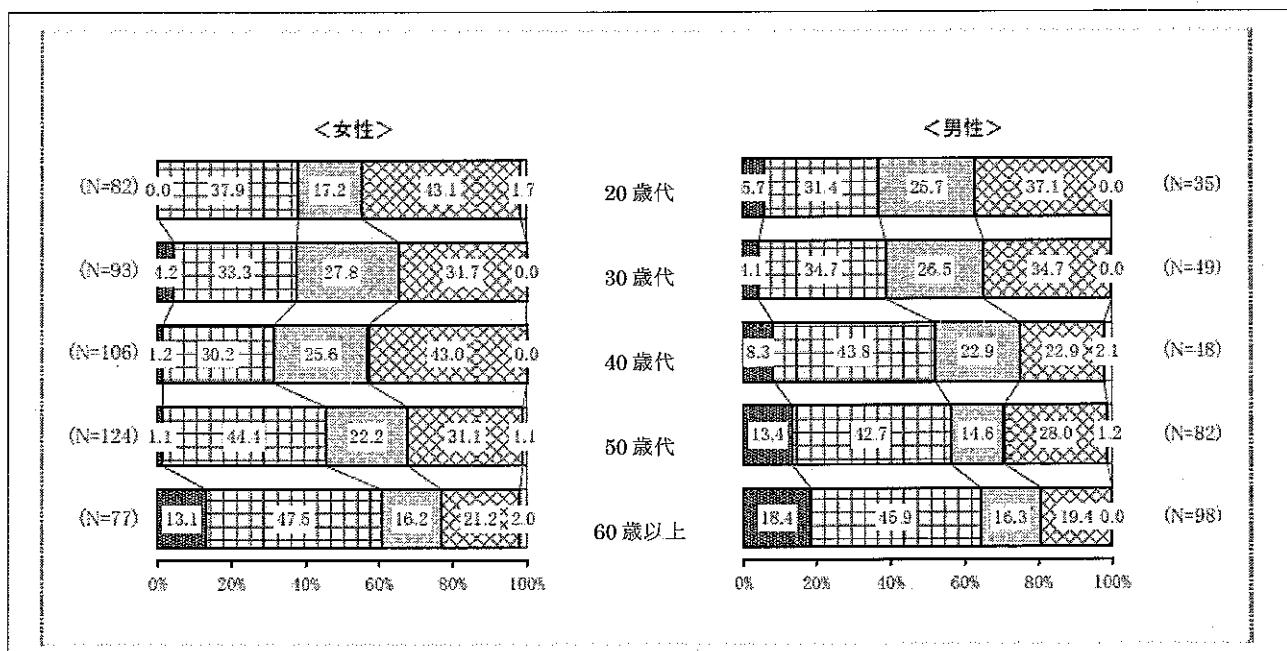
※ 内閣府(平成21年度)調査は「無回答」のデータは無く、代わりに「わからない」のデータ

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか。(府民意識調査)

<平成21年度 大阪府(性・年代別)>



<平成16年度 大阪府(性・年代別)>



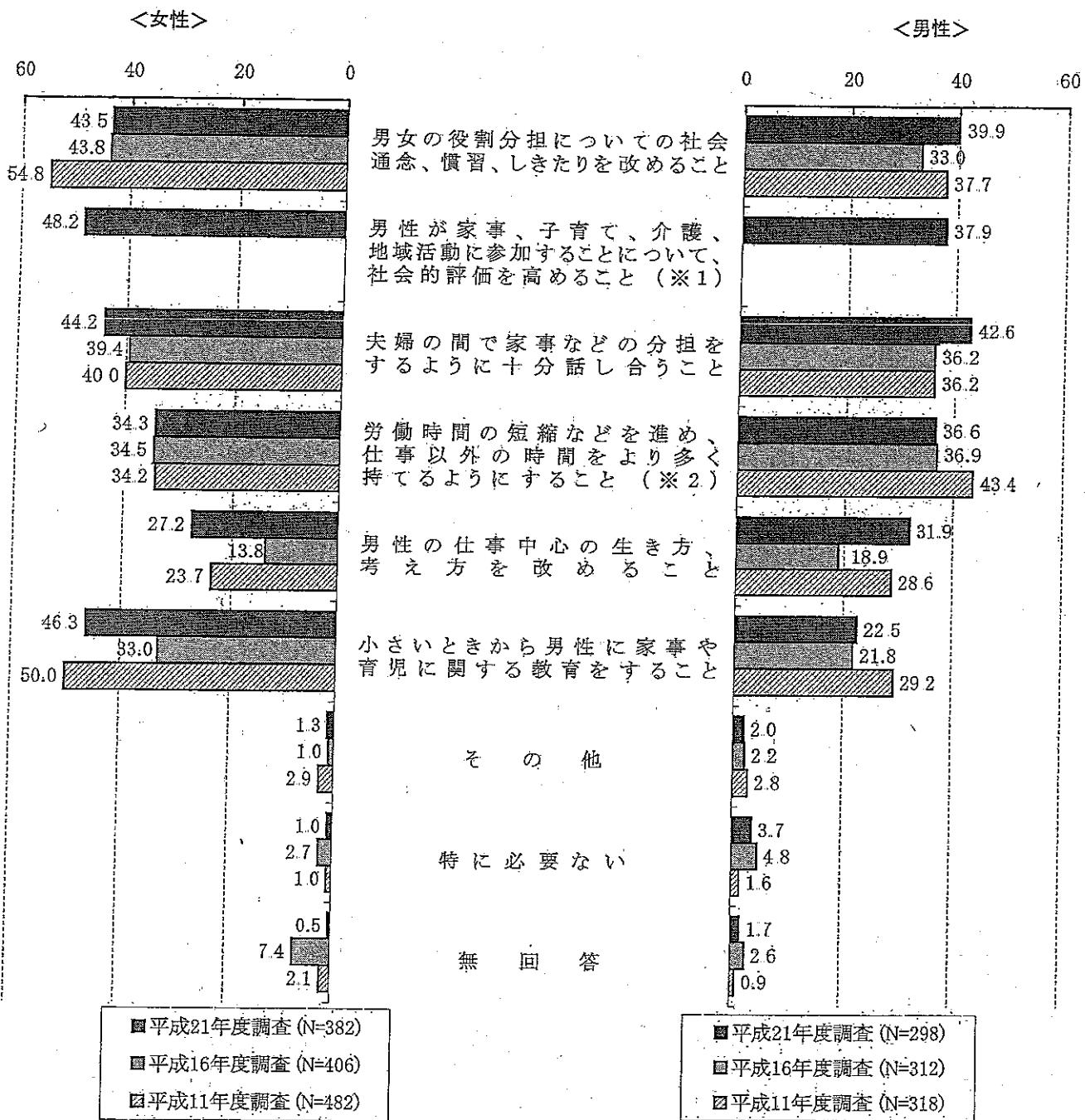
2-③：「男女共同参画社会」という用語の周知度【府民意識調査】

「男女共同参画社会」という用語を見たり聞いたりしたことがあると、回答した者の割合。

調査種別	女性	男性
府民意識調査（H21年度）	43.2%	45.3%
府民意識調査（H11年度）※	10.2%	16.0%
内閣府調査（H21年度）	62.1%	67.5%

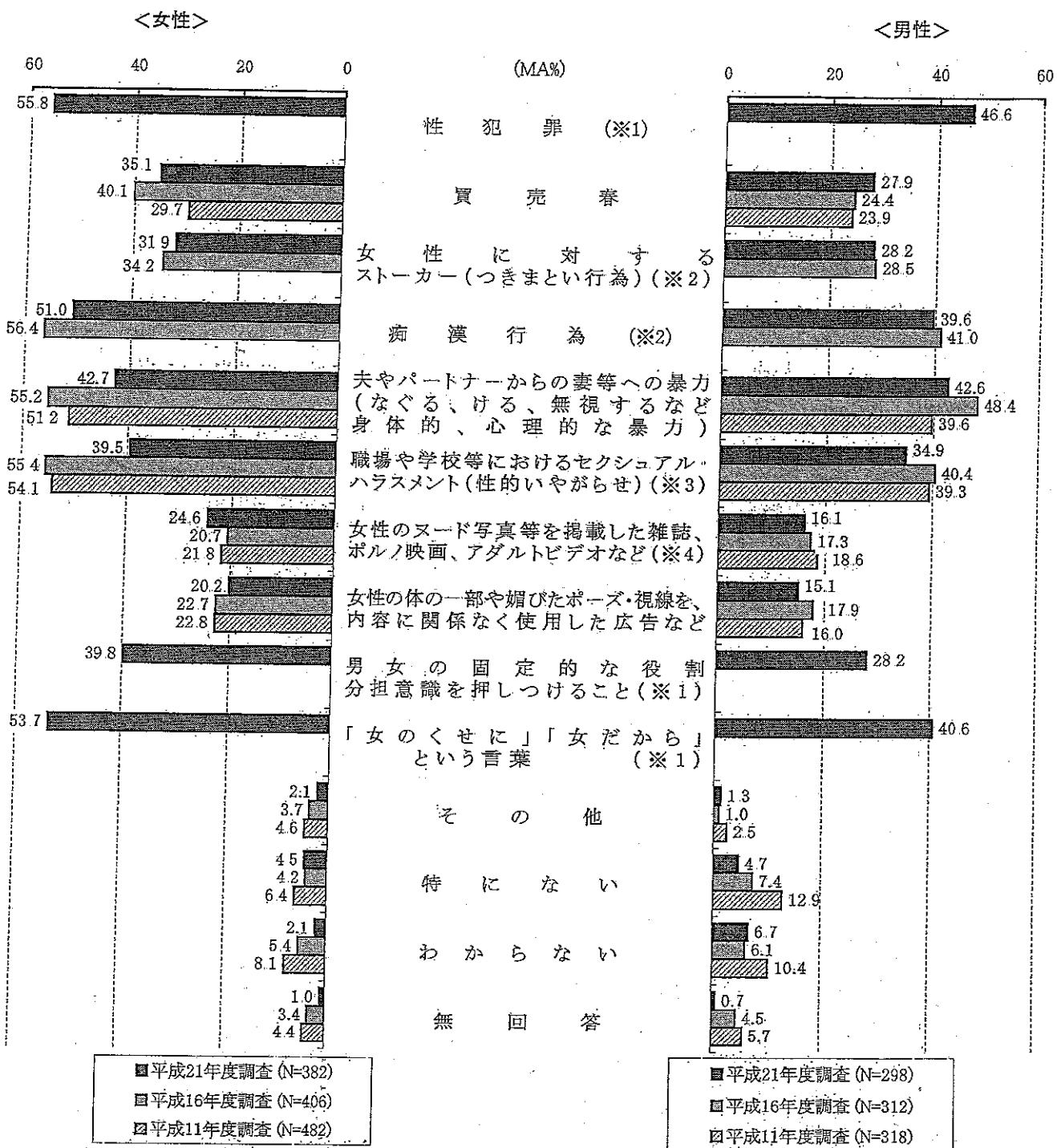
※ 「男女共同参画社会基本法」で調査。

2-④：男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するため必要なこと



前回(平成16年度)調査では、※1:調査項目なし、※2:「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」

2-⑤：女性の人権が尊重されていないと感じること

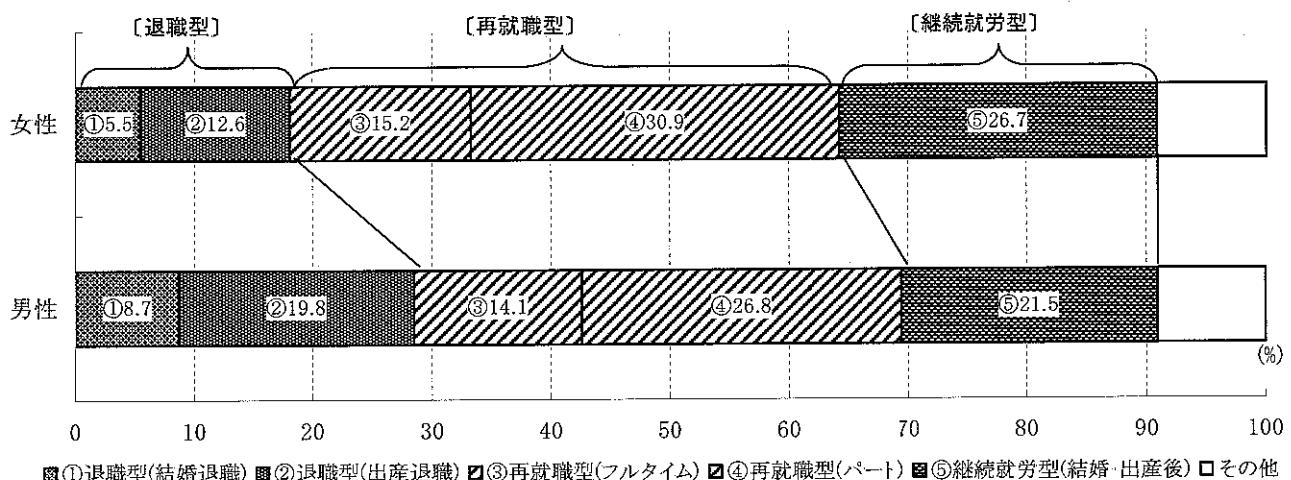


※1:前回(平成16年度)調査、前々回(平成11年度)調査項目なし、※2:前々回(平成11年度)調査項目なし

※3:前回(平成16年度)調査、前々回(平成11年度)調査では「職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」

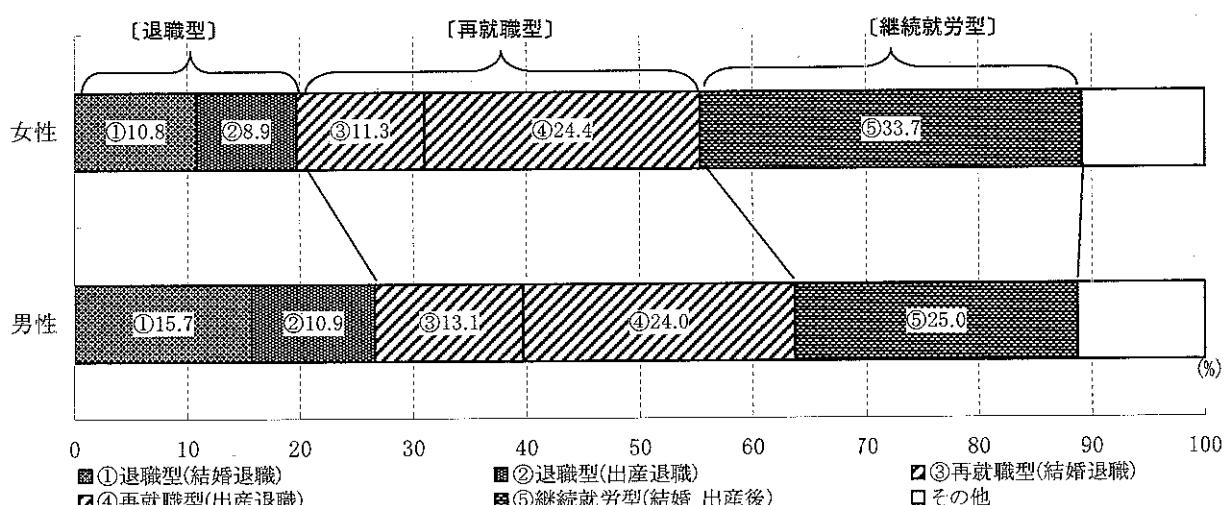
※4:前回(平成16年度)調査、前々回(平成11年度)調査では「女性のヌード写真などを掲載した雑誌」

2-⑥：好ましい女性の生き方



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 21 年)

【参考】：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 16 年)

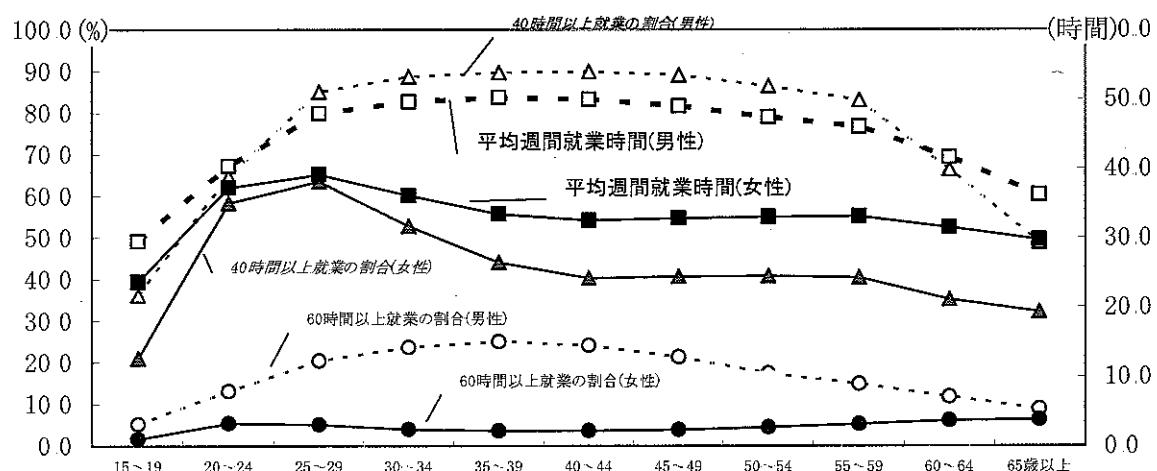


2-⑦：女性雇用者全体に占める非正規就業者の割合

	H9	H14	H19
大阪府	46.4%	55.6%	58.8%
全国	44.0%	52.9%	55.2%

資料出所：総務省「就業構造基本調査」

2-⑧：性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)

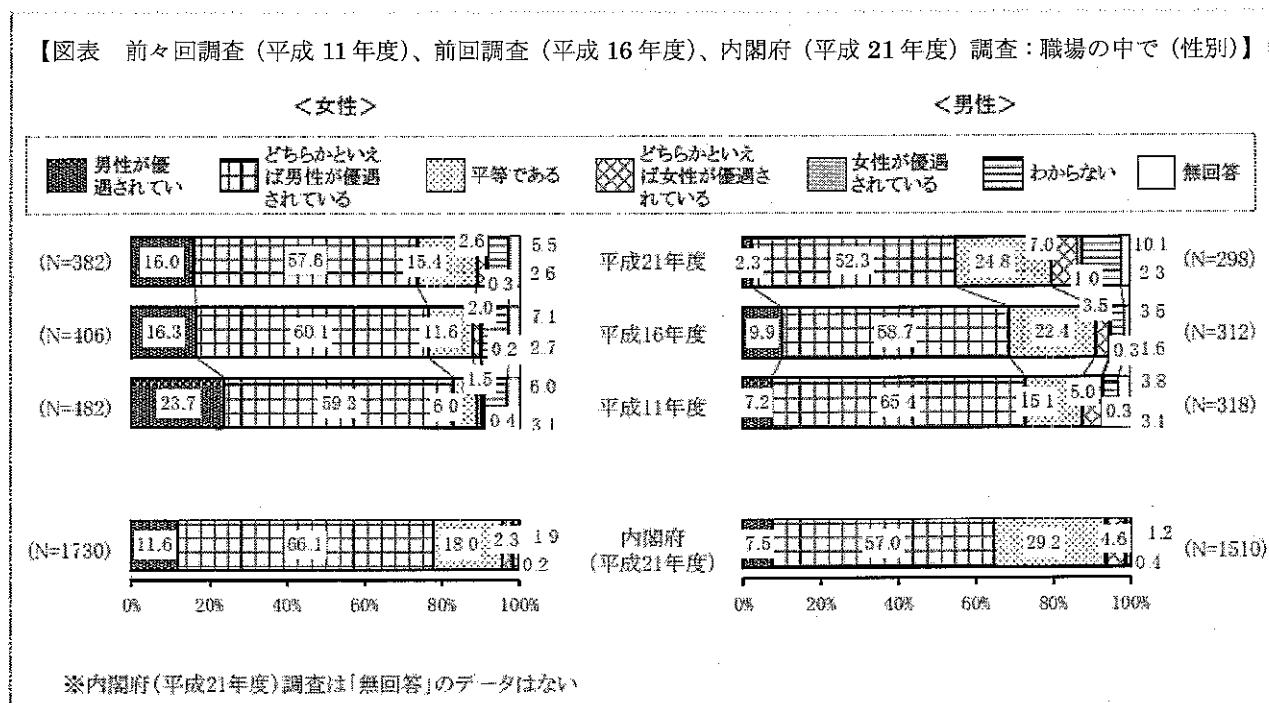


資料出所：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

3 【働く場での男女平等の推進】

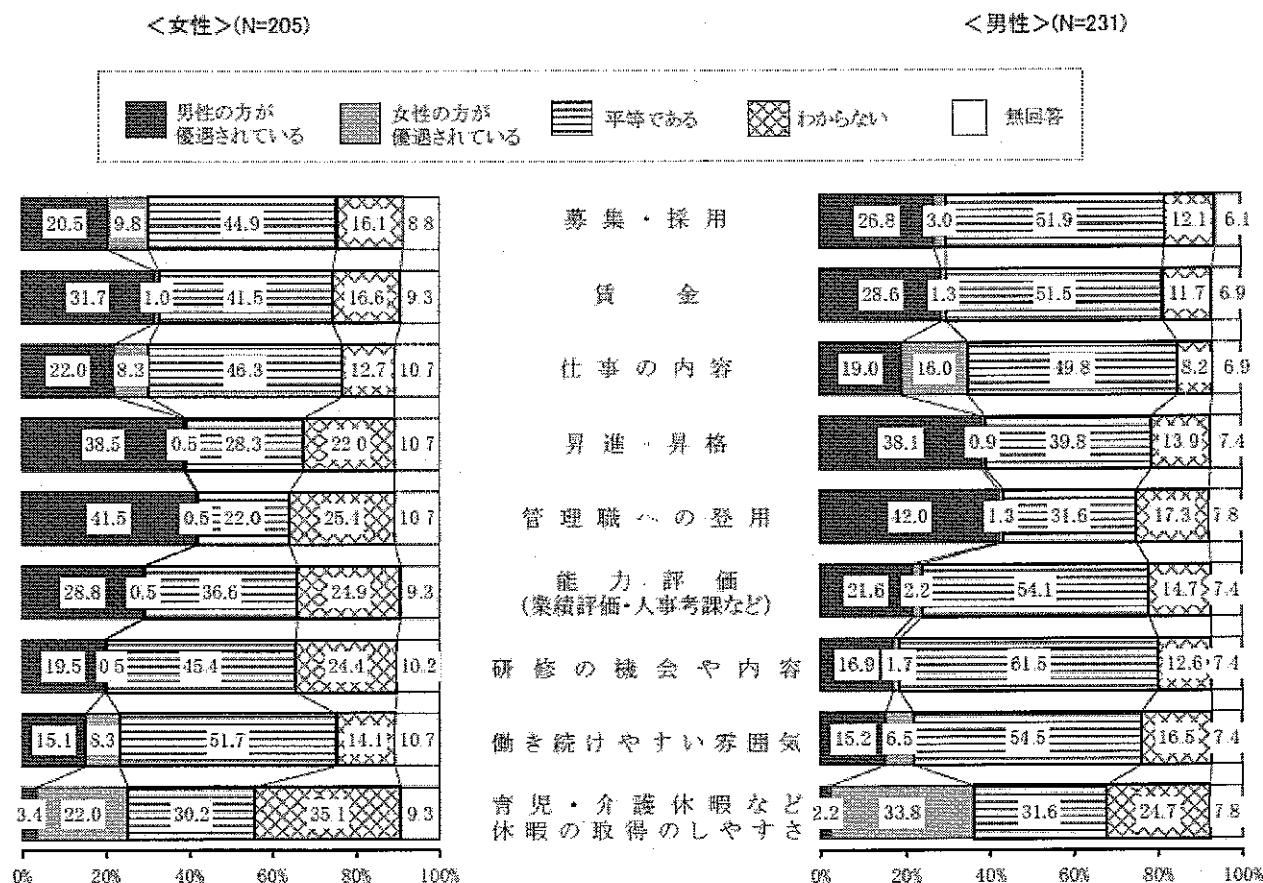
3-①：職場における平等感【府民意識調査】

【図表 前々回調査（平成11年度）、前回調査（平成16年度）、内閣府（平成21年度）調査：職場の中で（性別）】



3-②：職場における性別による差【府民意識調査】

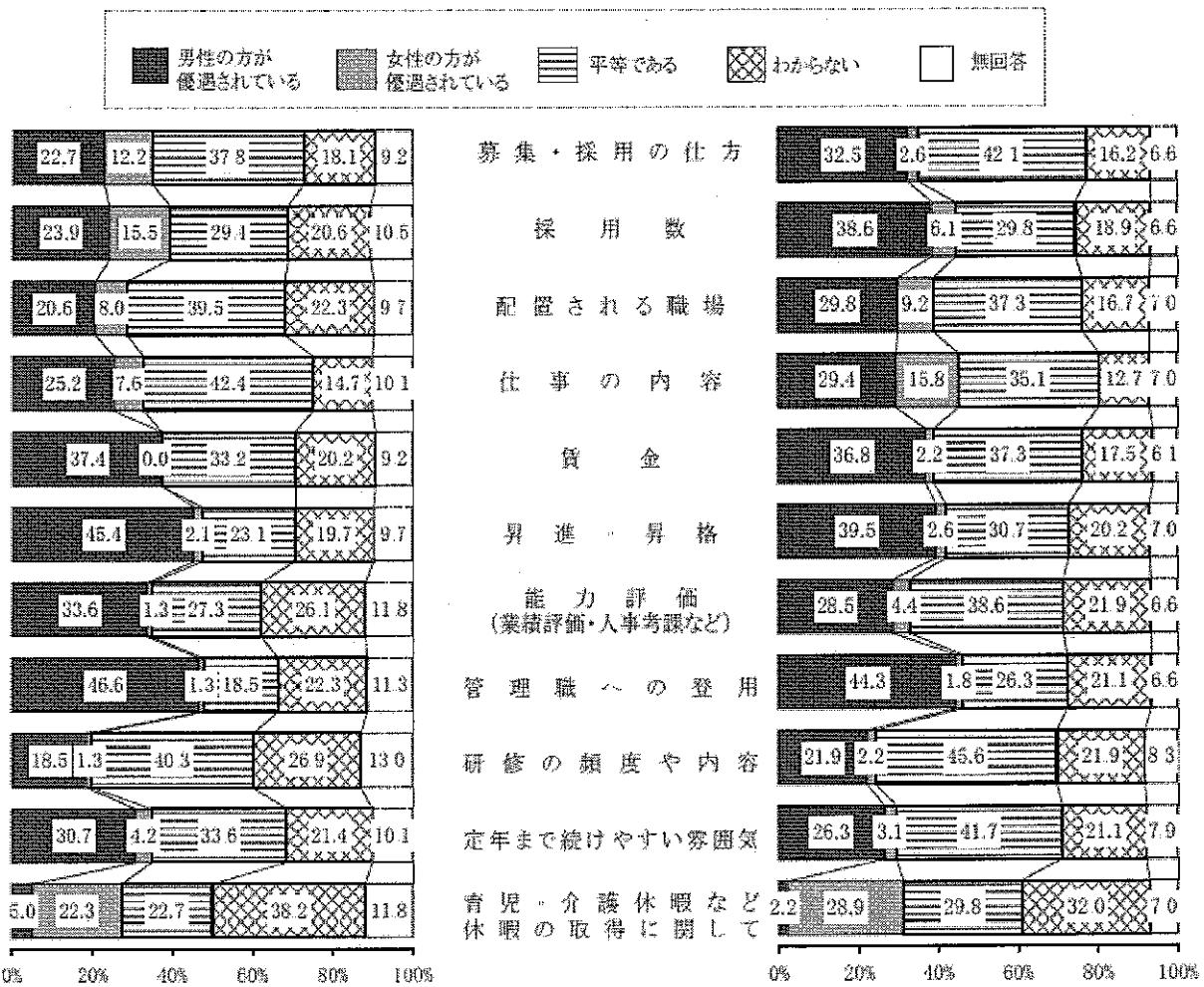
〈H21 府民意識調査〉【図表 職場において男女格差を感じること（性別）】



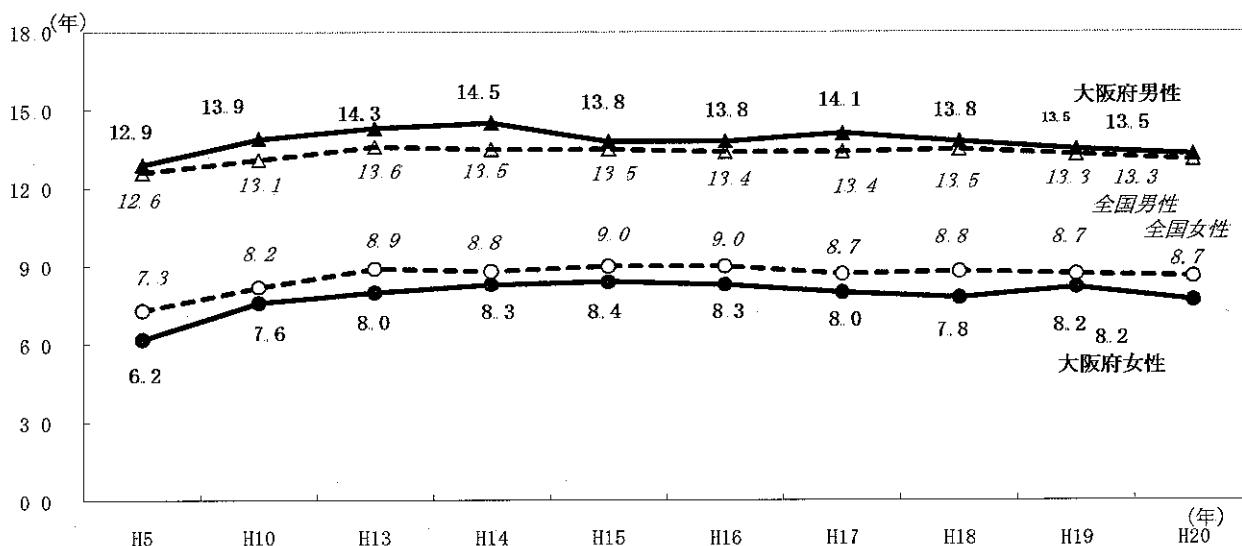
〈H16 府民意識調査〉【図表 職場において男女格差を感じること（性別）】

<女性>(N=238)

<男性>(N=228)

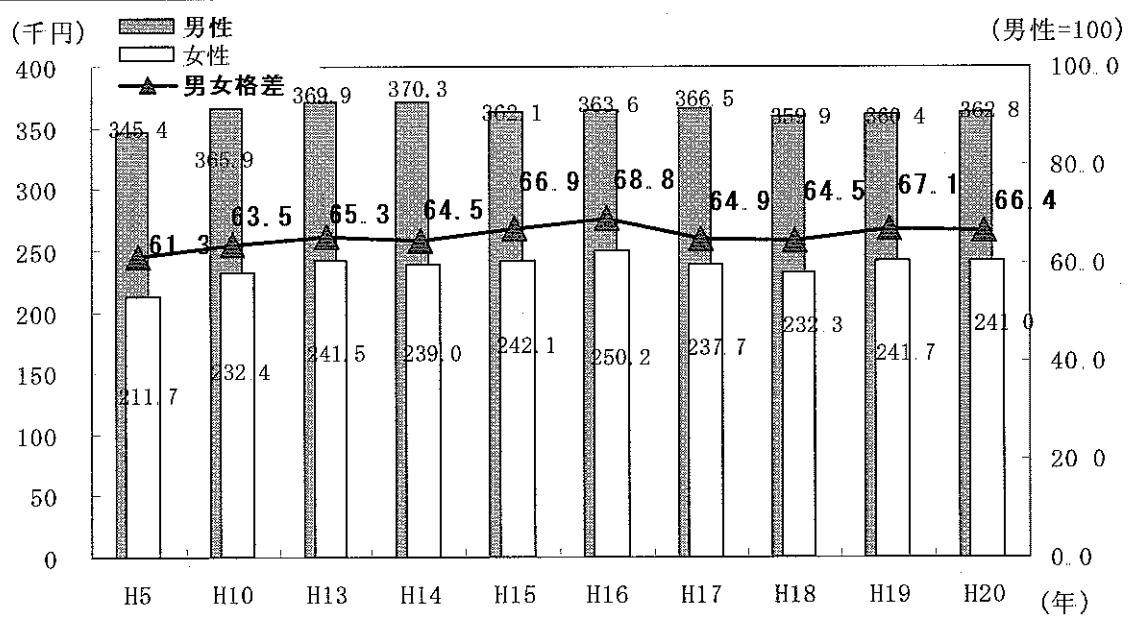


3-③：平均勤続年数の推移(大阪府 全国)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く

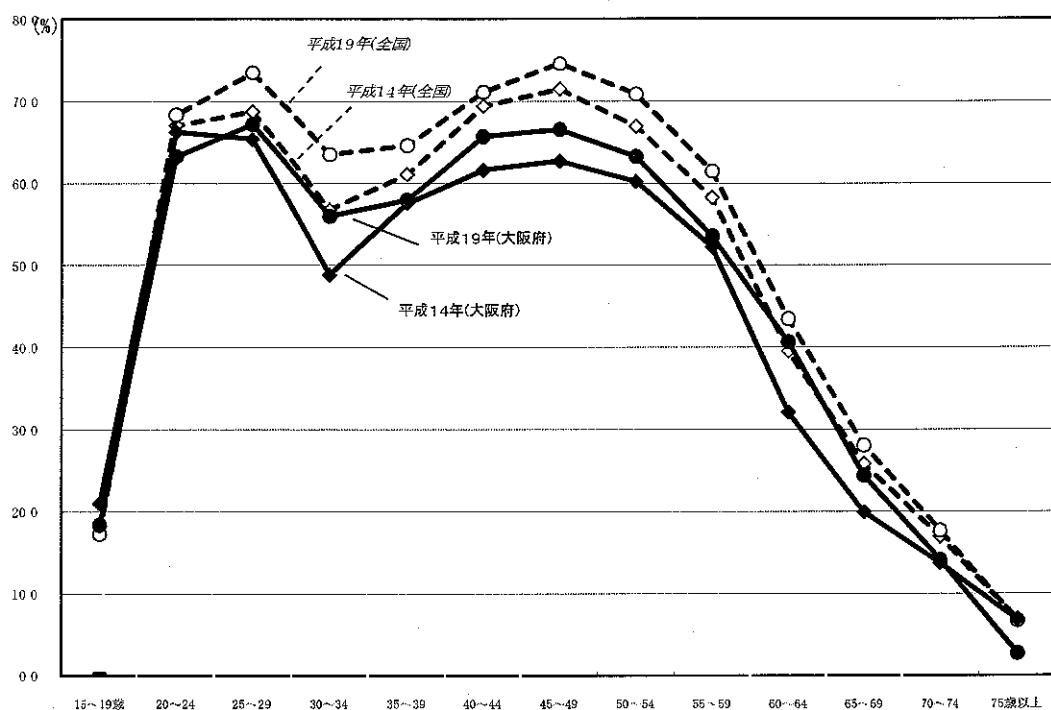
3-④：男女の賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く。

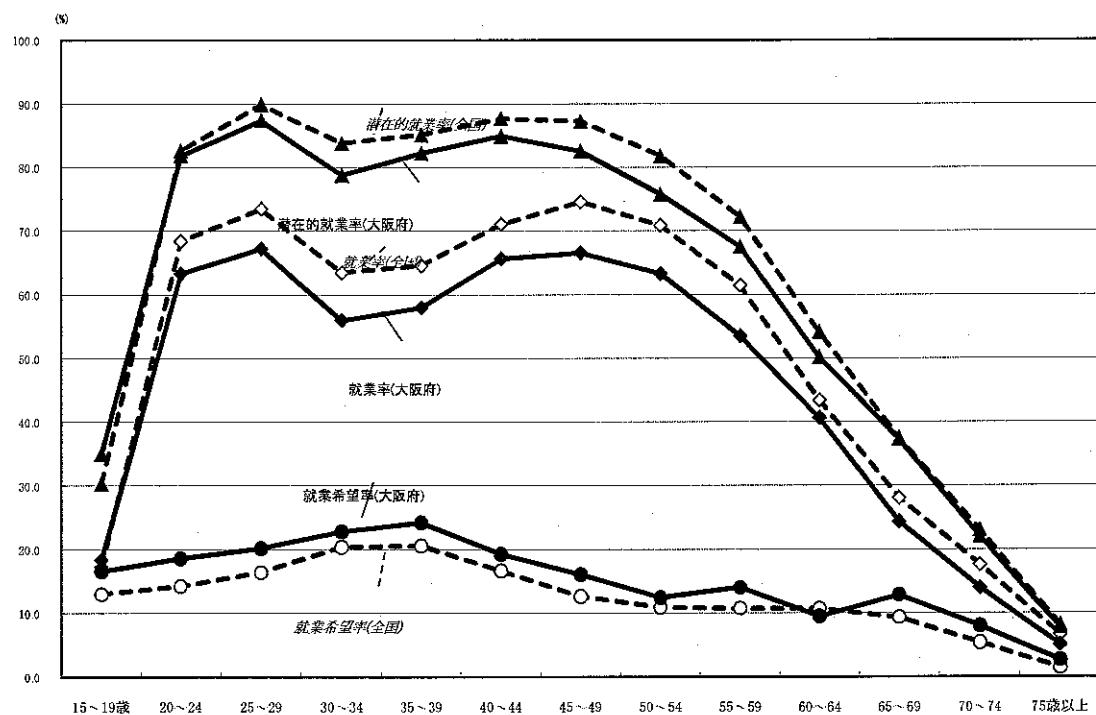
(*) 所定内給与額：労働契約などであらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給される「月間決まって支給する現金給与額」のうち、所定労働時間を超える労働に対して支払われる「超過労働給与額」を含まないもの

3-⑤：年齢階級別女性の就業率(大阪府 全国)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成 14 年・平成 19 年)

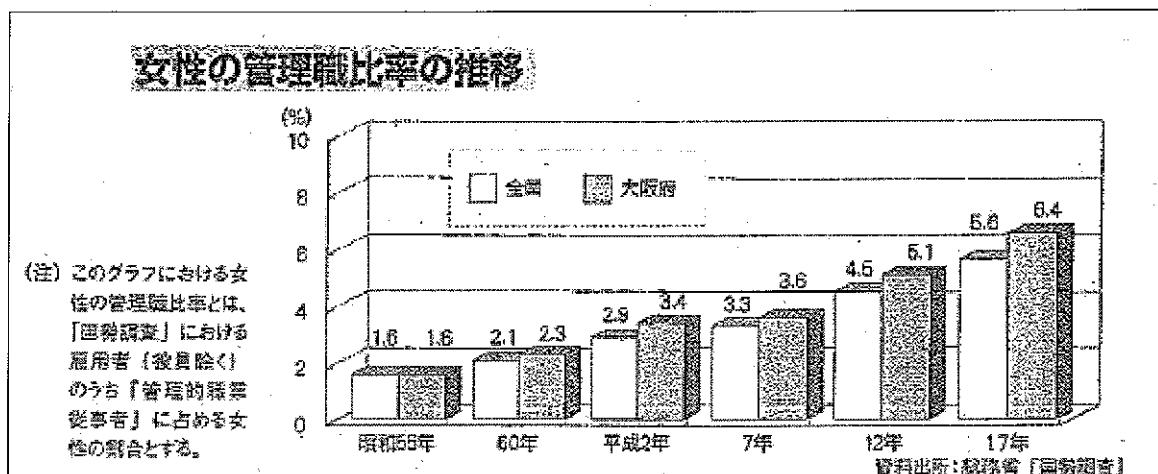
3-⑥：年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府 全国)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

(注)潜在的就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))／15歳以上人口(年齢階級別)

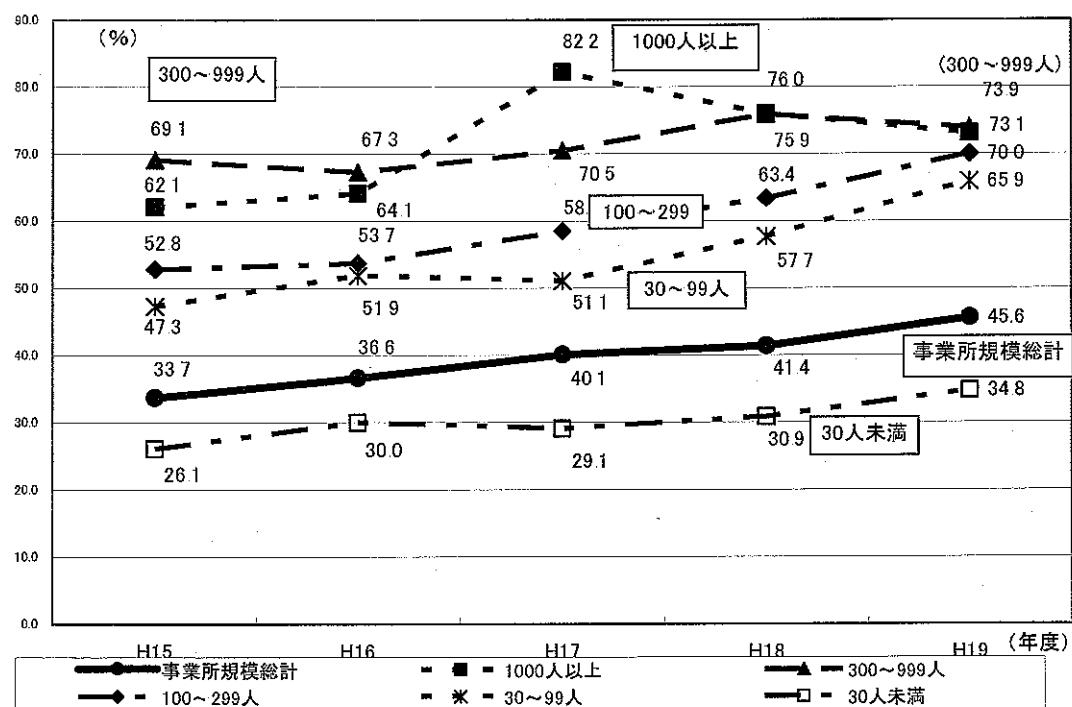
3-⑦：女性の管理職比率（大阪府 全国）



3-⑧：「男女いきいき・元気宣言」事業者制度 登録数の推移

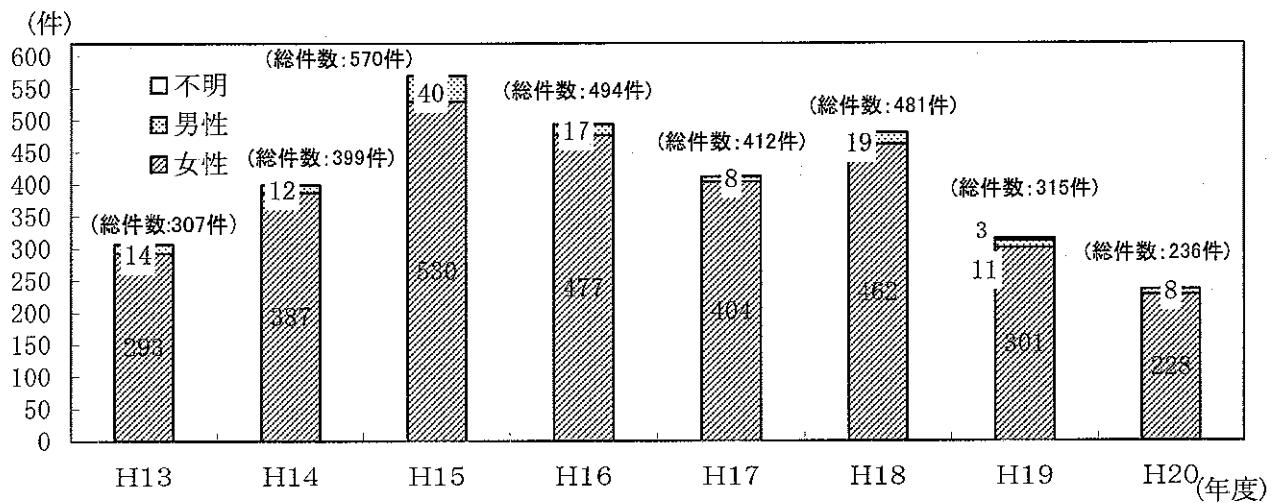
年 度	15	16	17	18	19	20
登録数	38社	51社	77社	128社	174社	189社

3-⑨：ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所割合（規模別）の推移（大阪府）



資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ

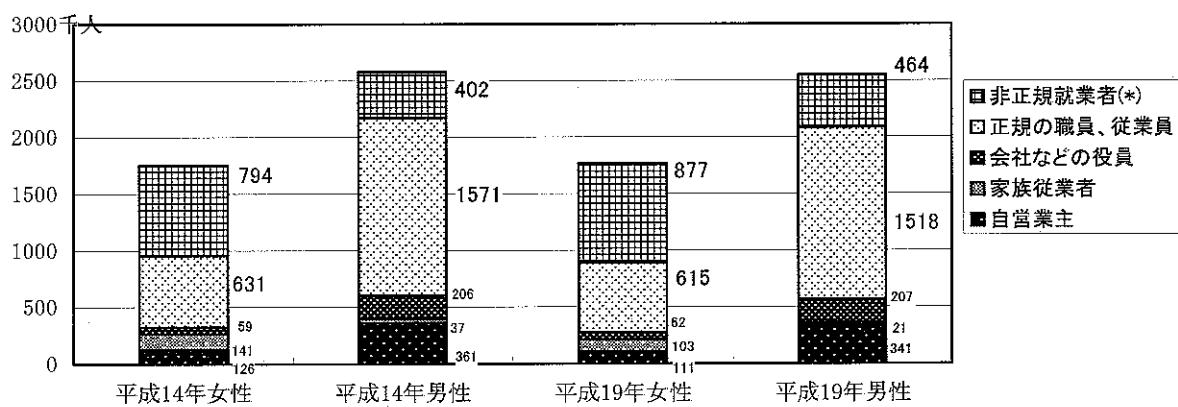
3-⑩：職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況



資料出所：大阪府総合労働事務所「労働相談報告・事例集」

(注) セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

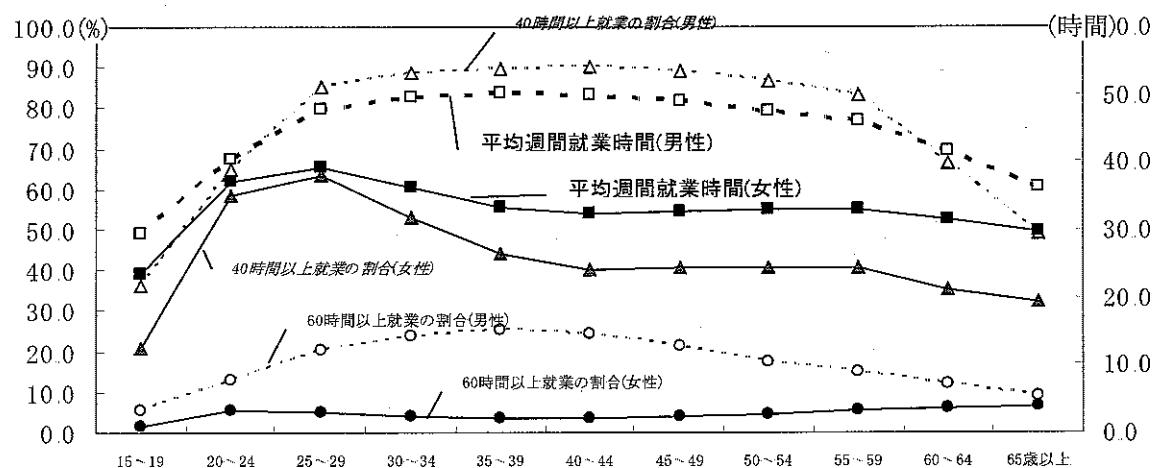
3-⑪：従業上の地位、雇用形態別有業者数（大阪府）



資料出所：総務省「就業構造基本調査」

(*)非正規就業者は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他の合計

3-⑫：性別・年齢階級別平均週間就業時間（大阪府）



資料出所：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

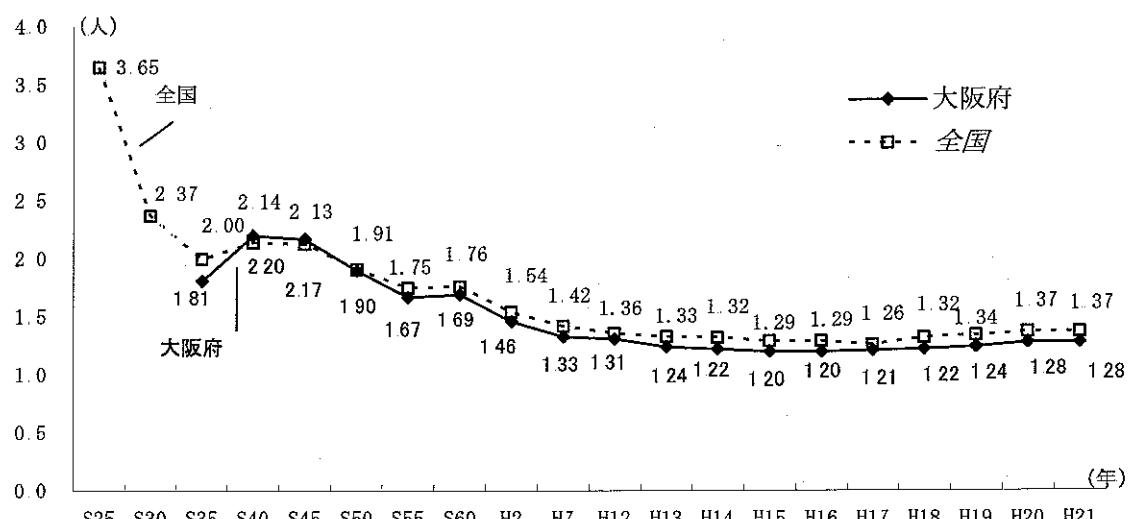
3-⑬：女性雇用者全体に占める非正規就業者の割合

	H9	H14	H19
大阪府	46.4%	55.6%	58.8%
全国	44.0%	52.9%	55.2%

資料出所：総務省「就業構造基本調査」

4 【総合的な子育て環境整備】

4-①：合計特殊出生率の推移（大阪府 全国）



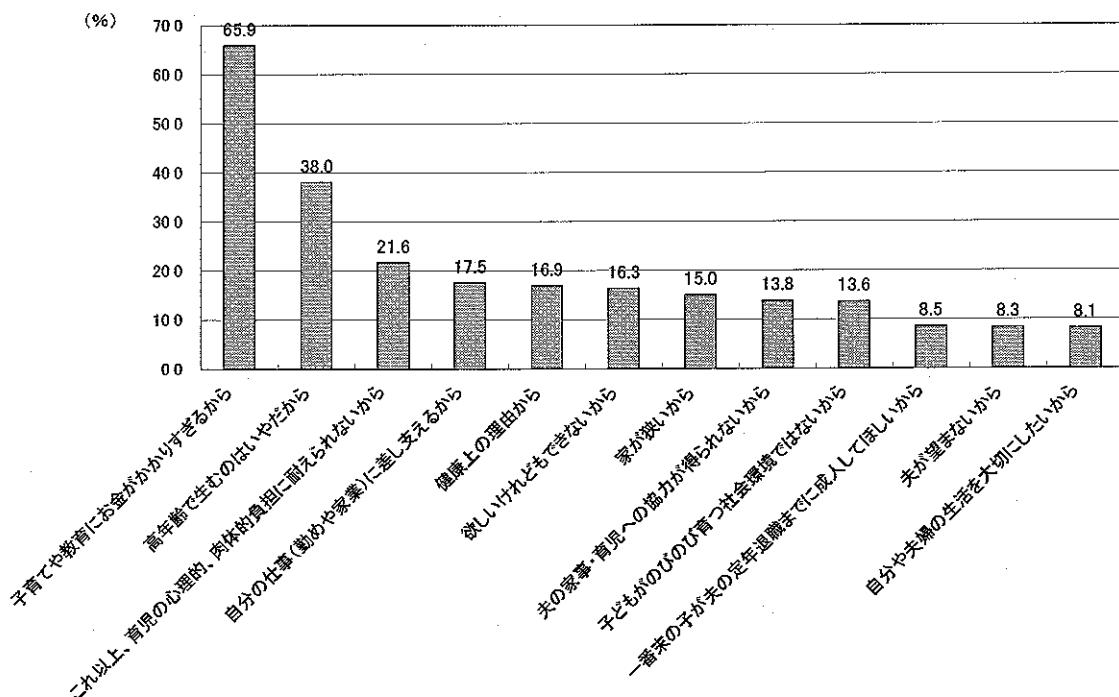
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

4-②：府民の意識の推移

項目	H15年度	H17年度	H19年度	H21年度
子どもを大阪で育ててよかったですと思っている府民の割合 (%)	56.8	58.7	58.4	63.5
理想の子ど�数と出生児数の差 (人)	0.36	0.47	0.47	0.45

資料出所：大阪府政策企画部企画室「府民の意識と行動に関する世論調査」

参考：予定子ど�数が理想子ど�数を下回る理由（全国・女性）



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」（平成17年）

4-③：育児休業の取得率（大阪府 全国）

(常用労働者 30 人以上の規模)

(%)

	H14.3	H14(全国)	H20.7	H20(全国)
女性	81.5	71.2	86.1	89.0
男性	0.4	0.05	0.9	1.22

資料出所：H20 大阪府労働関係調査報告書

参考：事業所規模別の育児休業取得者割合（H20 全国）

事業所規模	女性 (%)	男性 (%)
500 人以上	90.1	1.12
100~499 人	89.2	1.36
30~99 人	88.1	1.11
5~29 人	93.4	1.25
30 人以上（再掲）	89.0	1.22

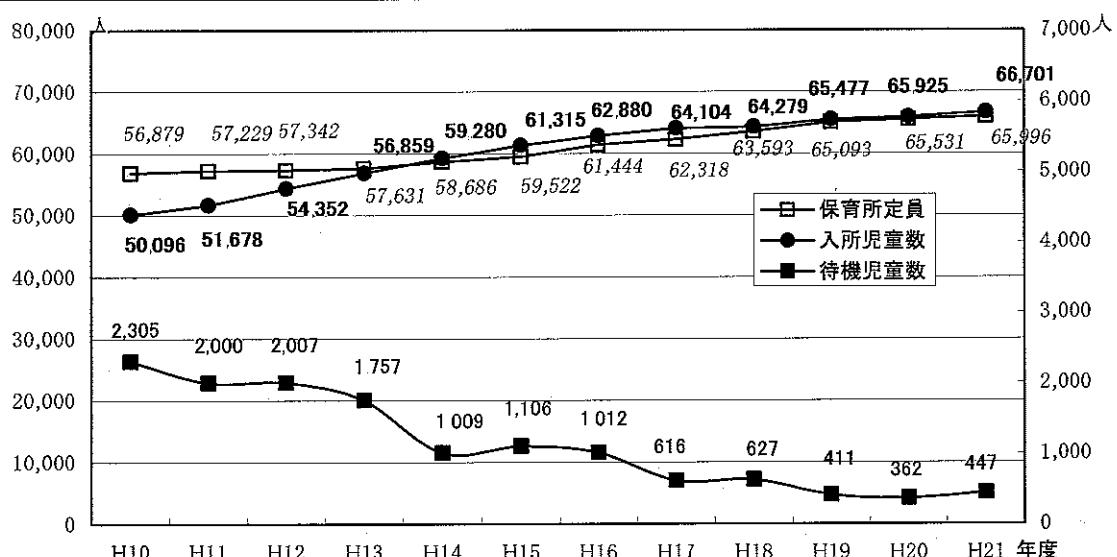
参考：育児休業制度の規定状況（大阪府）

(%)

区分	規定あり	規定なし	
平成 16 年度	88.4	11.6	
平成 17 年度	88.8	11.2	
平成 18 年度	92.2	7.8	
平成 19 年度	93.6	6.4	
平成 20 年度	93.3	6.7	
事業所 規模別	300 人以上 100~299 人 30~99 人	100.0 96.4 90.4	0.0 3.6 9.6

資料出所：大阪労働局年報（平成 20 年度）

4-④：保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移（大阪府）



資料出所：大阪府子ども室調べ（各年度 4月 1 日現在）

(注) 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。

平成 17 年度は、平成 16、17 年度の 2か年整備に伴う事前入所承認数等を除いた実待機児童数。

4-⑤：地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター実施状況（大阪府）

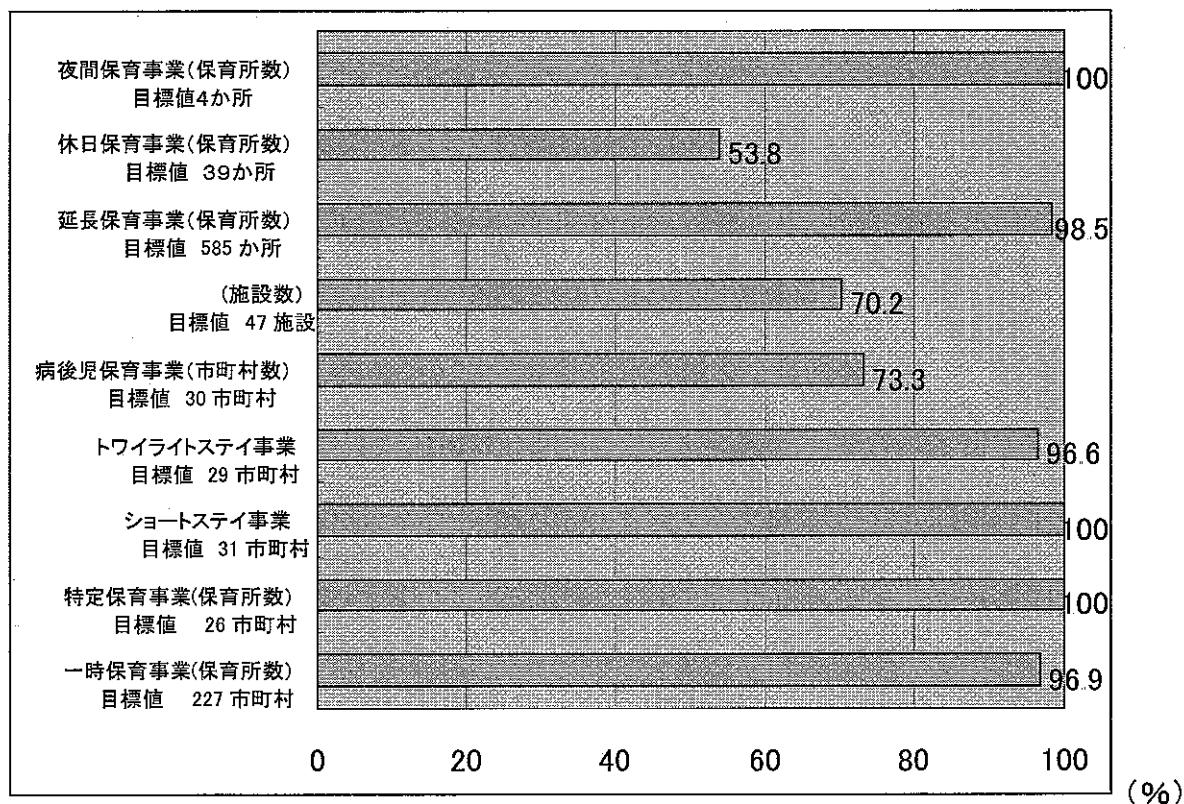
	H16年	H20年
地域子育て支援センター事業 (か所数)	103か所	111か所
つどいの広場事業 (か所数)	6か所	70か所
ファミリー・サポート・センター	24市町	31市町

資料出所：大阪府子ども室調べ

（注）大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市除く。

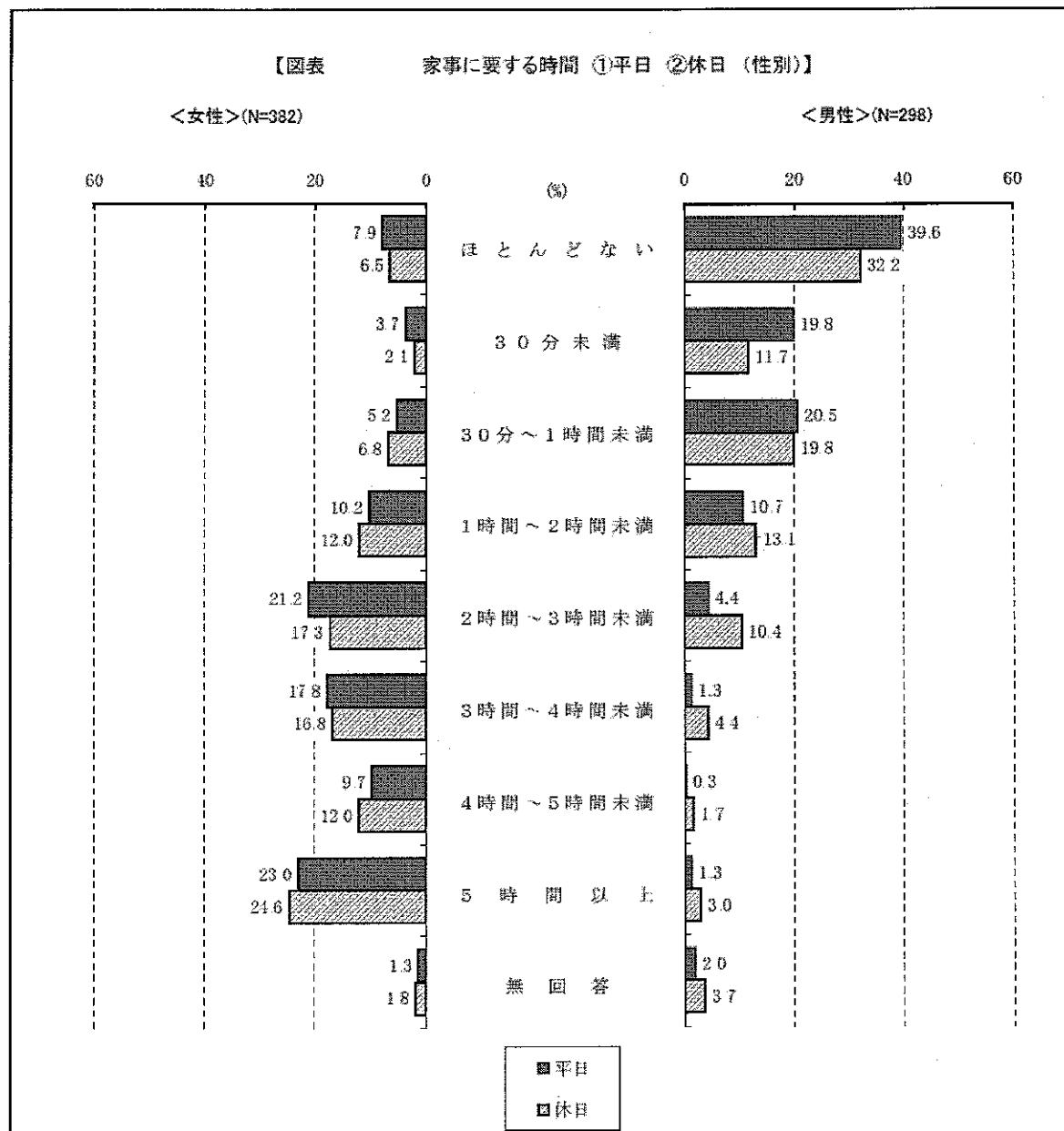
（注）地域子育て支援センター及びつどいの広場事業は、平成19年度に地域子育て支援拠事業に再編

参考：〈こども・未来プラン〉目標値の達成状況（平成20年度）



資料出所：大阪府子ども室調べ

4-⑥：家事に要する時間【府民意識調査】



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（平成 21 年度）

5 【高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備】

5-①：家庭における役割・「老親や病身者の介護や看護」を誰が主に担うか【府民意識調査】

	夫の役割	両方同じ 程度の役割	妻の役割	いずれも 該当しない	無回答
女性	0.3%	68.1%	25.4%	4.5%	1.8%
男性	1.3%	67.4%	25.5%	5.0%	0.7%

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年)

5-②：自宅で介護する場合、主に誰が介護することになると思うか【府民意識調査】

	自分	配偶者	その他家 族（女性）	その他家 族（男性）	家族以外 の人	その他	わからな い	無回答
女性	77.4%	6.0%	5.6%	1.2%	1.6%	3.2%	4.0%	1.2%
男性	26.2%	55.2%	5.5%	0.5%	0.5%	3.8%	6.6%	1.6%

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年)

5-③：自宅で介護される場合、主に誰に介護してもらいたいか【府民意識調査】

	配偶者	息子	娘	息子の 妻	娘の夫	その他 家族 (女)	その他 家族 (男)	家族以 外の人	その他	わから ない	無回答
女性	49.7%	2.4%	26.1%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	7.9%	0.6%	7.9%	1.8%
男性	79.5%	4.1%	4.1%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	3.4%	0.7%	6.8%	0.0%

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年)

5-④：大阪府の高齢化率（65歳以上の割合）

	H12	H21	H26（推計）
高齢化率	14.9%	21.5%	25.3%

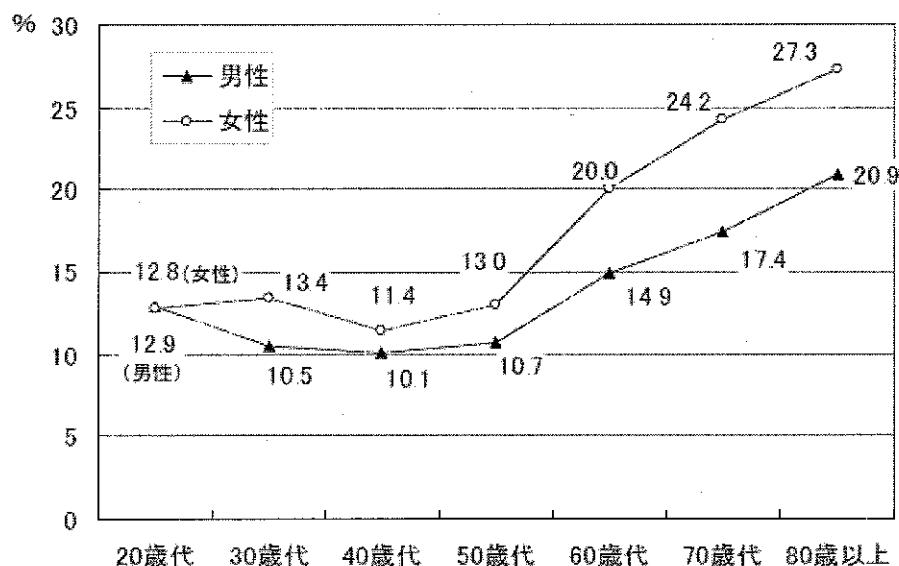
5-⑤：大阪府の要介護認定者数

	H13	H19	H21（推計）	H26（推計）
要介護認定者数	196,620人	331,944人	354,927人	432,659人

5-⑥：相対的貧困率（全国）

内閣府「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」より

図表 3 年齢階層別・男女別：相対的貧困率（平成 14 年）

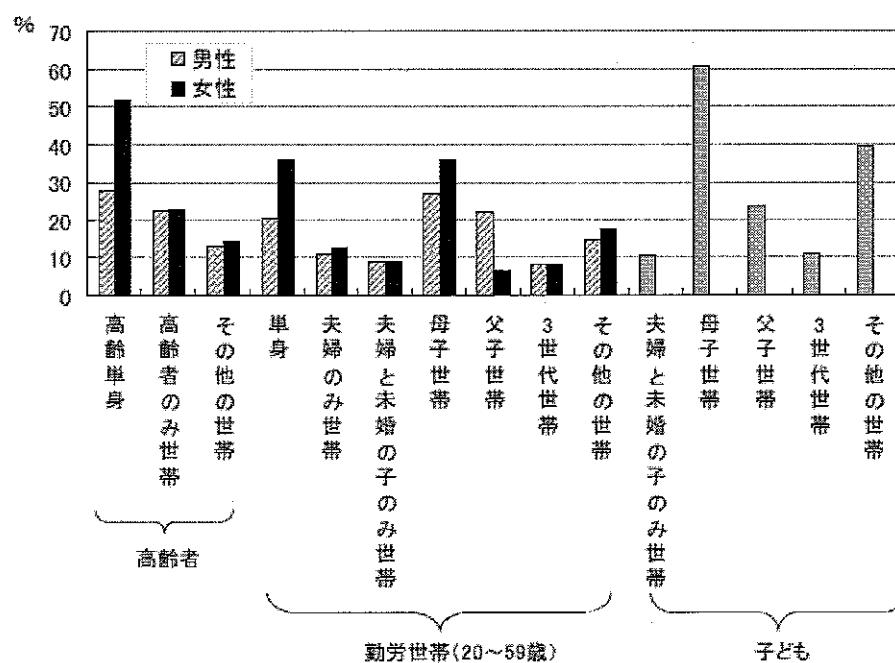


資料：阿部彩(2008)「第1部 貧困の現状と経済理論：第1章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.33。

注1：厚生労働省「平成11年所得再分配調査」より筆者計算。

注2：貧困率は、税・社会保険料控除後・社会保障(年金・生活保護・児童手当等)給付後の世帯所得(世帯全員の所得の合算値)を世帯員数で調整した等価世帯(可処分)所得の全個人の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い等価世帯所得の人を「貧困者」としている(阿部(2008)より抜粋引用)。なお、等価スケールには世帯人数の0.5乗が用いられている。

図表 年齢別・世帯類型別：相対的貧困率（平成 14 年）



資料：阿部彩(2008)「第1部 貧困の現状と経済理論：第1章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.35

注1：厚生労働省「平成14年所得再分配調査」より筆者計算。

注2：等価世帯所得が全人口の中央値の50%以下の割合。

注3：子どもは男女別ではなく、男女合計値。

6 【女性に対する暴力の根絶】

6-①：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
4,212	3,423	3,759	3,886

※ 相談件数は電話・面接の合計

※ 内閣府報告件数（被害者本人から受けた相談件数）

6-②：女性相談センターにおける主訴別一時保護の状況の推移

年度	計	一時保護件数								
		暴力			住む所 なし	サ金 問題	精神 障がい	売春 関係	人身 取引	その他
		DV	他	計						
17	431	300	55	355	68	3	0	0	1	5
18	394	279	38	317	57	3	0	3	6	8
19	474	343	41	384	78	0	0	5	0	7
20	564	401	61	462	87	1	0	3	0	11

資料出所：大阪府女性相談センター事業概要より

6-③：大阪地方裁判所における保護命令件数

年	全 国		大阪地裁	
	事件既済数	保護命令数	事件既済数	保護命令数
17	2718	2141	290	261
18	2769	2208	284	248
19	2757	2186	319	278
20	3143	2525	306	256
比率	100%	100%	9.7%	10.1%

資料出所：最高裁判所の統計資料より作成

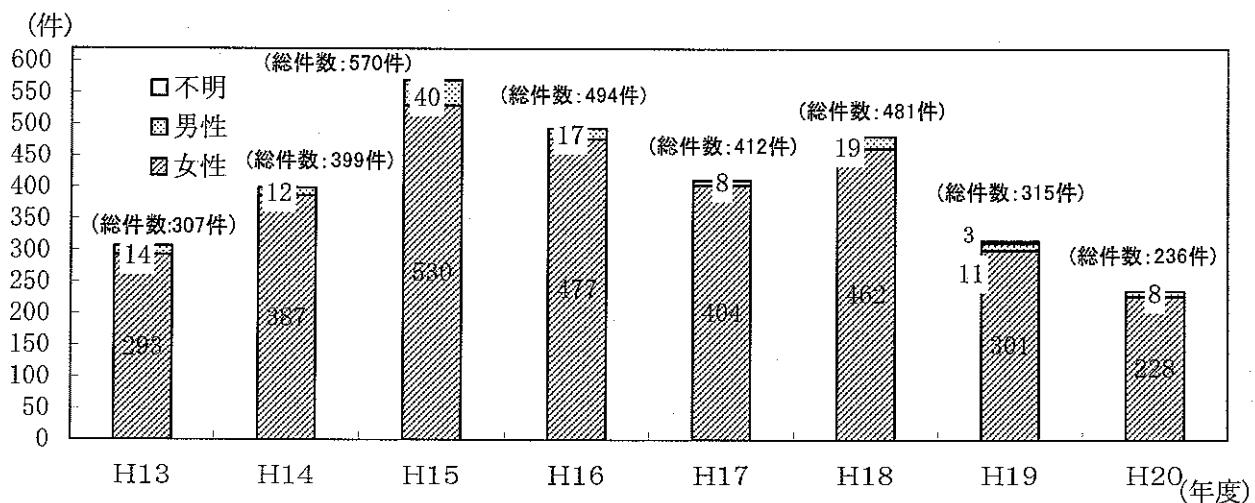
※ 保護命令数の全国順位

平成20年

1 大阪府（256件）、2 東京都（154件）、3 北海道（137件）

6-④：性犯罪等に関する相談状況

・職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況



資料出所：大阪府総合労働事務所「労働相談報告・事例集」

(注) セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

・大阪府警察における女性に対する暴力相談件数

	H17年	H18年	H19年	H20年
相談件数	1,314	1,439	1,625	1,987
月平均	110	120	135	166
全国	16,888	18,236	20,992	25,210

資料出所：大阪府警察

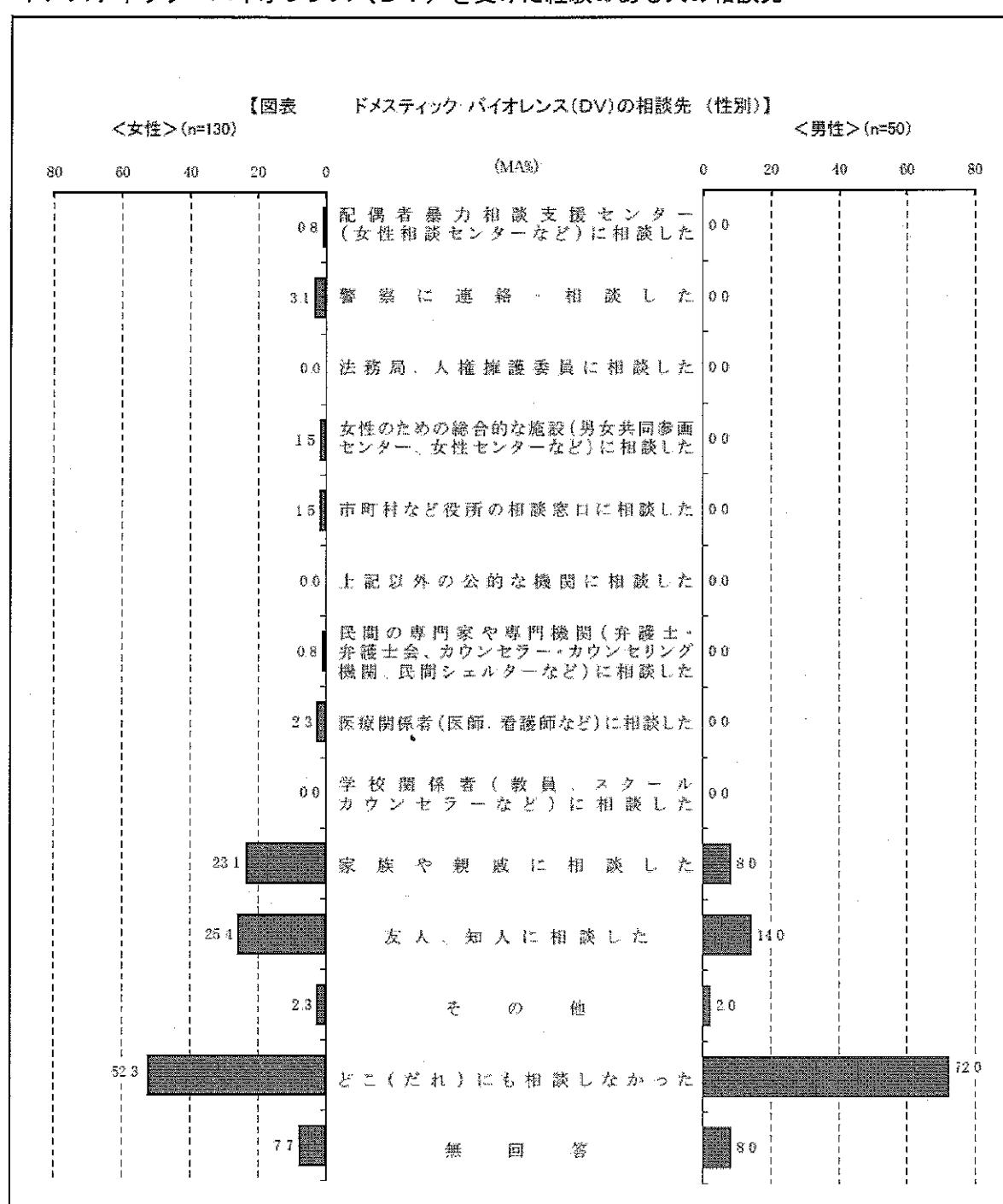
・大阪府警察における性犯罪等の相談件数

年	ウーマンライン	ストーカー 110番
	性犯罪被害の 相談件数	ストーカー被害の 相談件数
17	547	1,319
18	696	1,087
19	301	993
20	297	1,217

資料出所：大阪府警察

6-⑤：ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談先【府民意識調査】

ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験のある人の相談先



7 【女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保】

7-①：市町村がん検診（乳がん・子宮がん）の検診受診率、患者数（大阪府）

（職場のあっせん・紹介、医療機関等の個人的な受診は含まない）

	検診受診率(%)							罹患数(人)			
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13	H14	H15	H16
乳がん	8.3	8.6	9.1	7.6	12.5	7.1	9.8	2,265	2,179	2,257	2,365
子宮がん	12.4	12.8	13.3	12.6	17.7	13.9	17.8	812	853	914	1,066

資料出所：受診率 厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

※子宮がん、乳がん検診は平成16年より隔年受診となるも、すぐには制度が浸透しなかったため、受診率の算定方法が変わった平成17年は、一時的に受診率が上がることとなった。

罹患数 大阪府健康医療部「大阪府におけるがん登録」

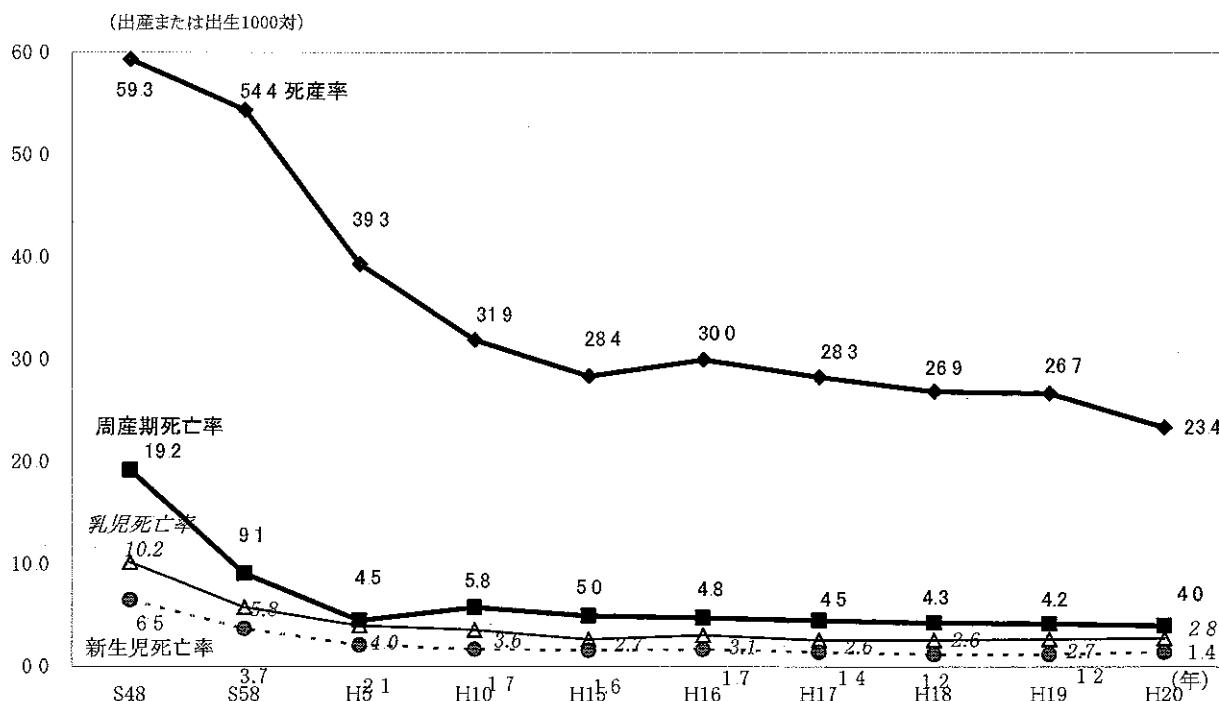
<市町村がん検診受診率（大阪府 全国）>

<平成19年度>

	乳がん検診	子宮がん検診	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診
大阪府	14.9%	18.3%	22.1%	17.2%	20.6%
全国	20.3%	21.3%	28.7%	23.3%	24.9%

資料出所：「国民生活基礎調査」（平成19年度）

7-②：周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移（大阪府）



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

7-③：自殺者数（大阪府）

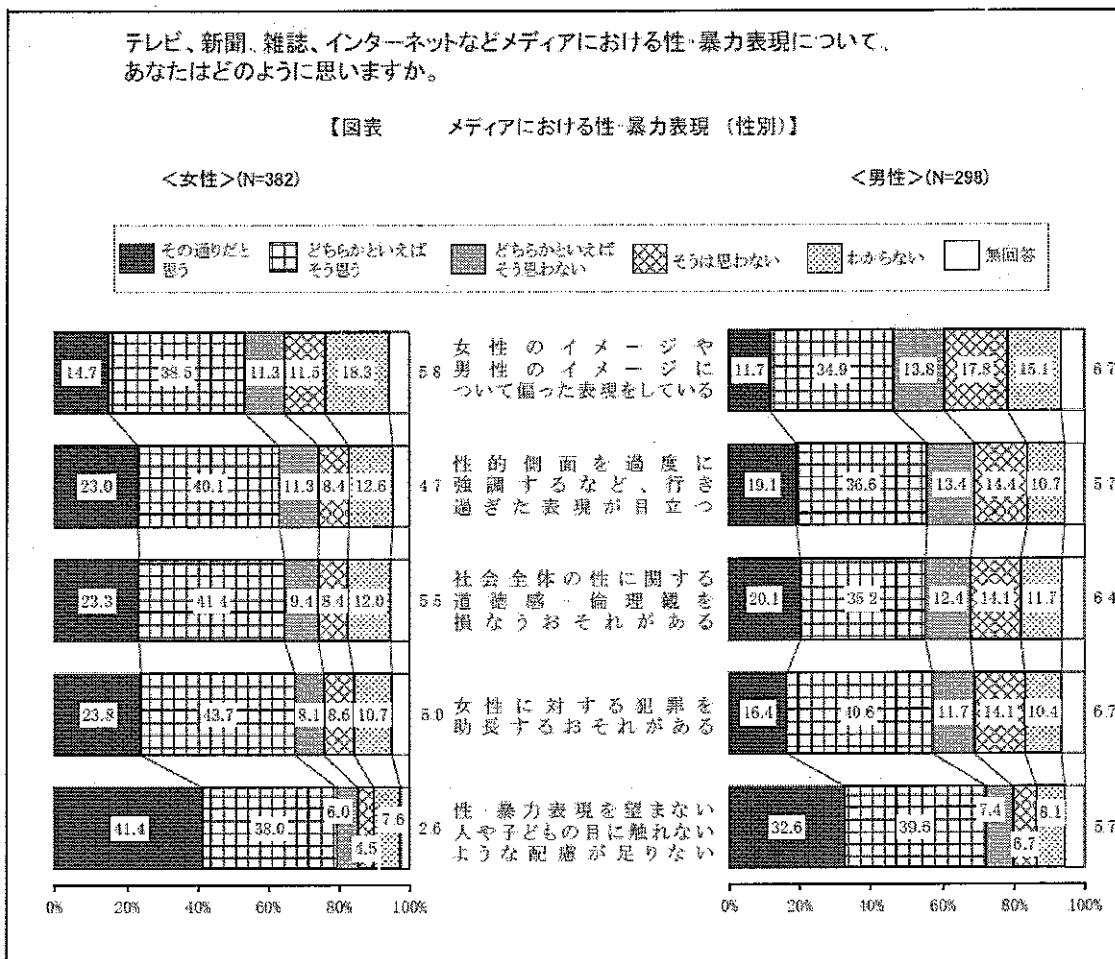
年 度	H2	H7	H12	H17
女 性	443人	470人	578人	562人
男 性	827人	881人	1626人	1403人
総 数	1270人	1351人	2204人	1965人

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

8 【メディアにおける女性の人権尊重】

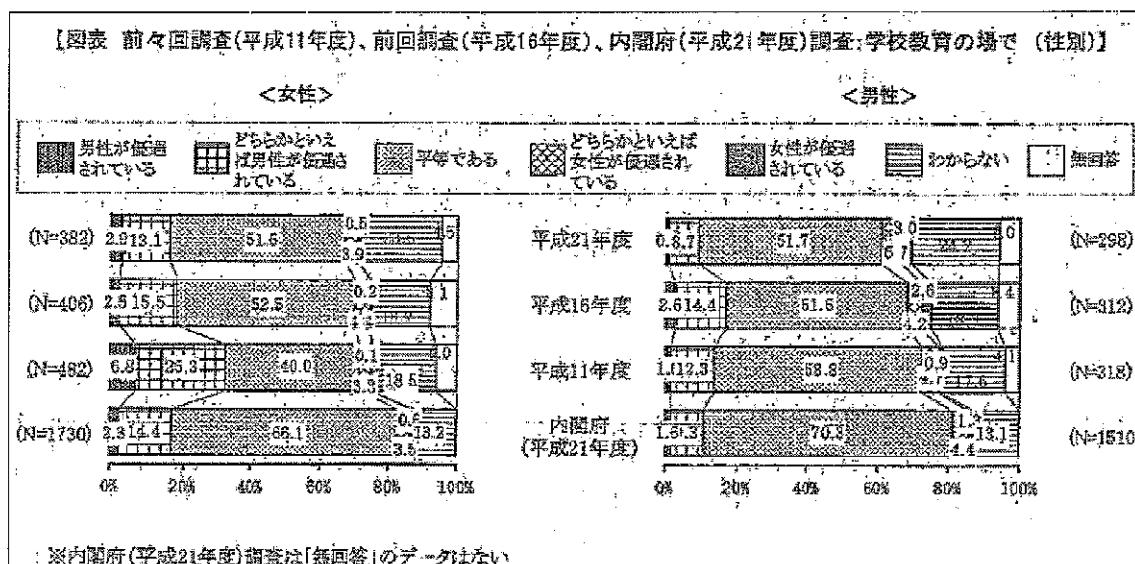
8-①：メディアにおける性・暴力表現について

【21年府民意識調査】

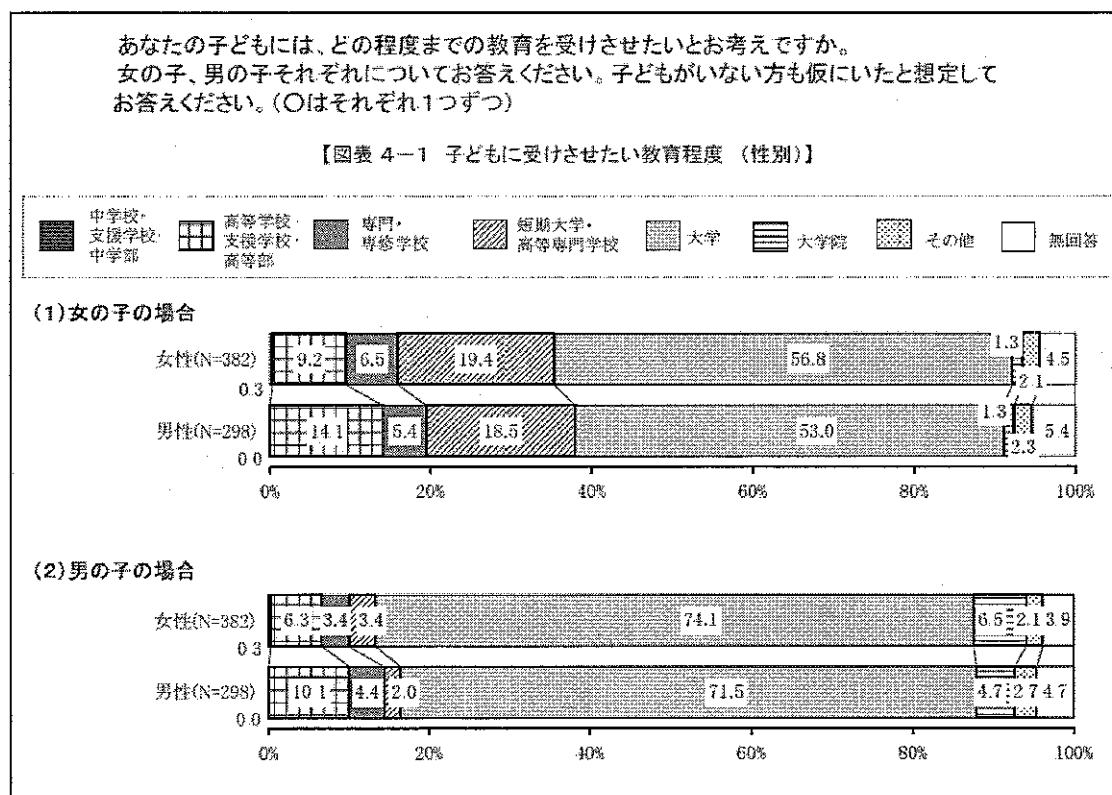


9 【男女共同参画を推進する教育・学習の充実】

9-① 学校教育の場での男女平等 【21年府民意識調査】

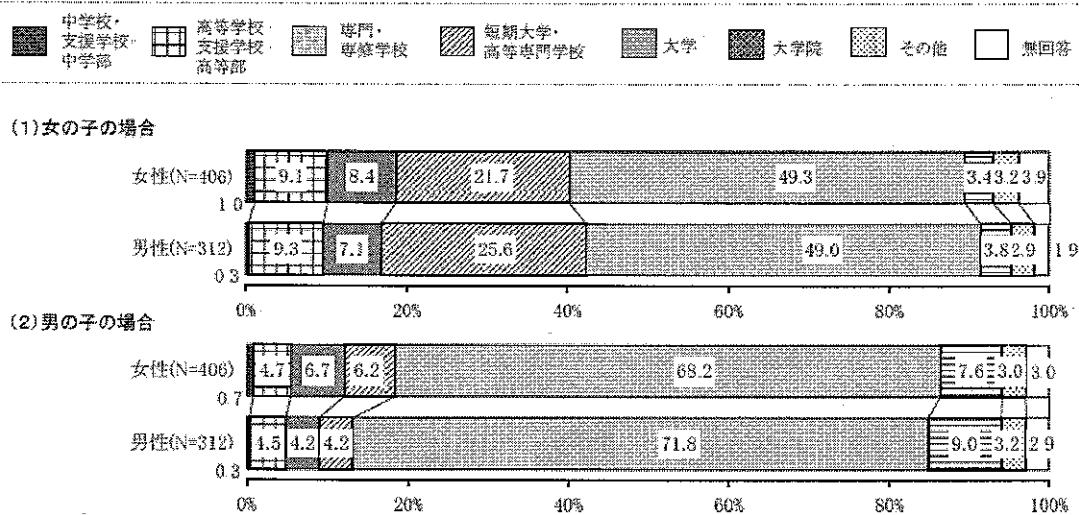


9-② 子どもに受けさせたい教育程度 【21年府民意識調査】

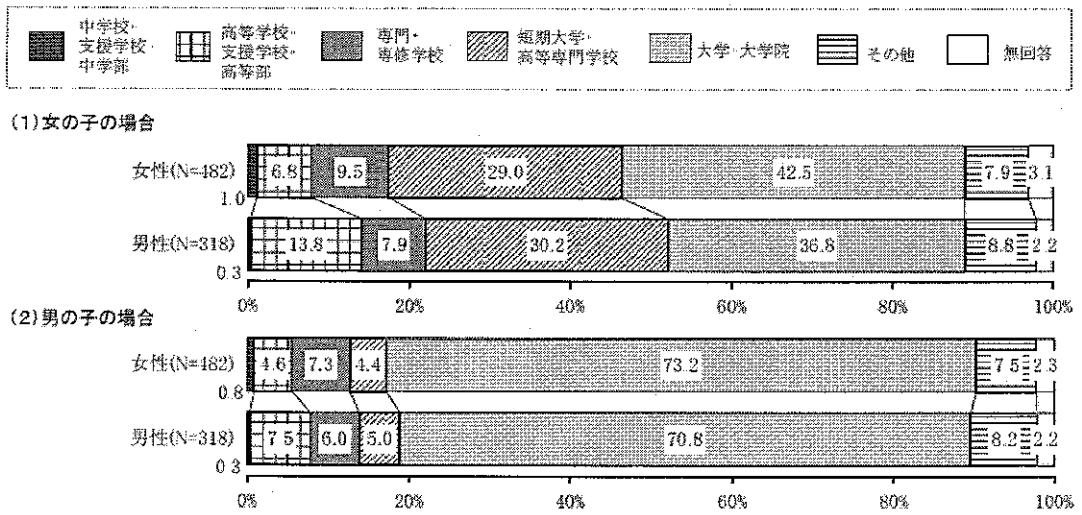


【図表】 子どもに受けさせたい教育程度 前回(平成16年度調査)、前々回(平成11年度調査) (性別)

平成16年度

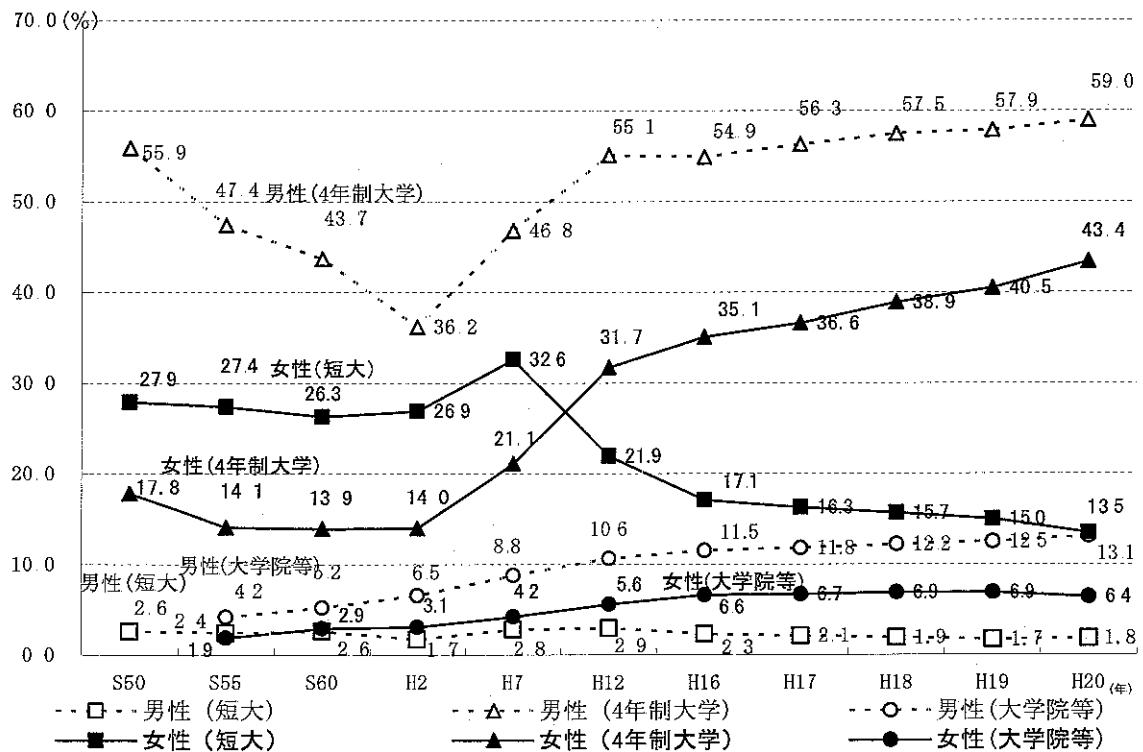


平成11年度



*前回(平成16年度)調査は「無回答」のデータはない

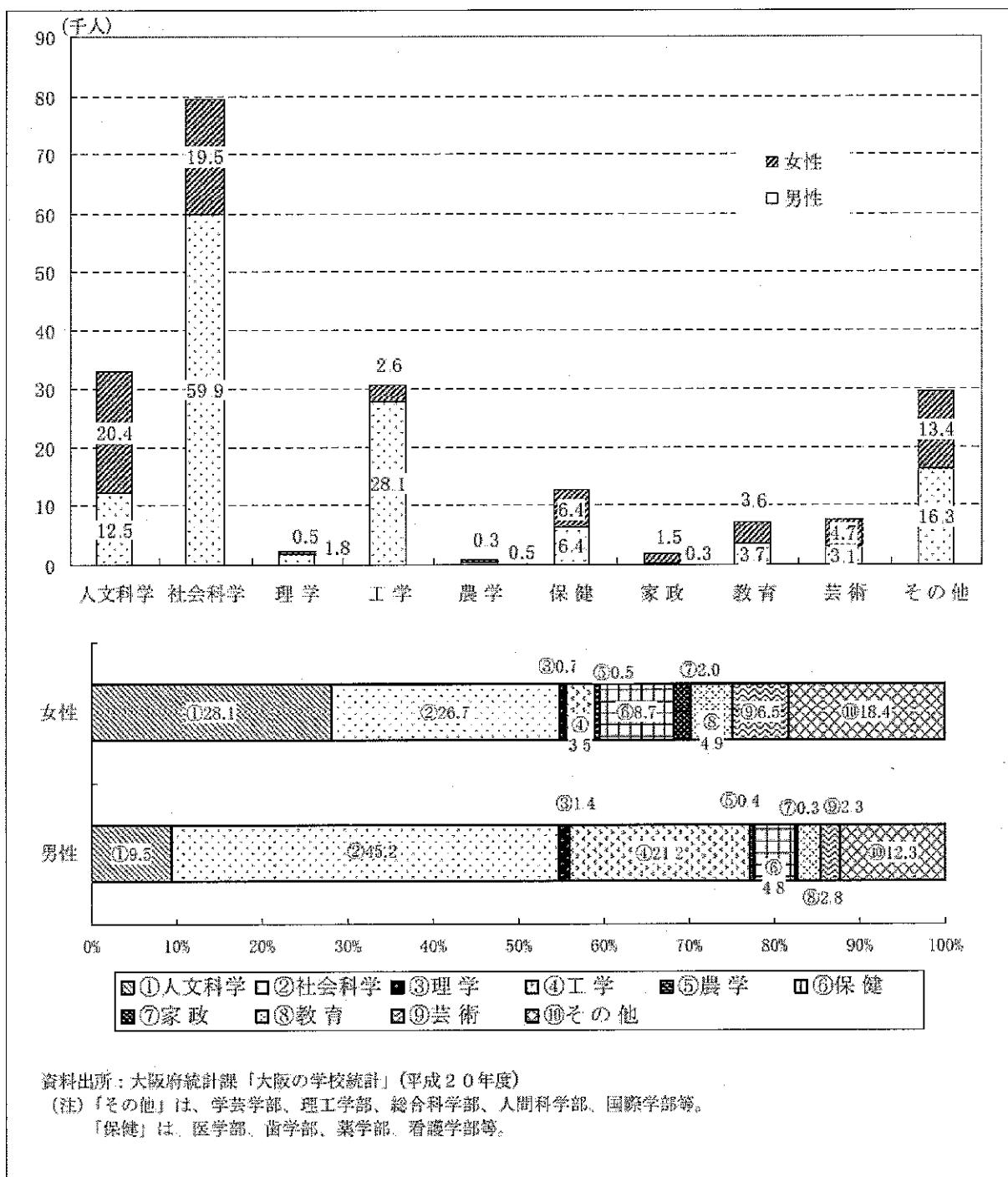
9-③ 高等教育機関への進学率の推移(大阪府)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」をもとに、大阪府男女共同参画課で作成

(注)大学院等への進学は、大学を卒業後、大学の学部・短期大学へ進学した者等も含む。

9-④ 大阪府内大学における学部学科別生徒数



10【地球的視点での男女共同参画の推進】

10-①：外国人相談コーナーでの相談件数

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
相談件数	1,912	2,075	1,960	1,812	1,664	1,381	1,371	1,248

資料出所：大阪府国際交流課調べ

10-②：女性相談センターにおける外国人相談件数・一時保護件数

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
相談件数	52	65	98	87	64	66	47
一時保護件数	22	21	38	20	36	26	26

資料出所：大阪府女性相談センター事業概要

10-③：外国人登録者数（大阪府）

	平成11年			平成21年		
	女性(人)	男性(人)	計(人)	女性(人)	男性(人)	計(人)
韓国・朝鮮	84,270	78,797	163,067	71,040	62,356	133,396
中国	13,011	11,771	24,782	26,289	21,866	48,155
フィリピン	-	-	3,159	-	-	5,711
ブラジル	2,255	2,892	5,147	1,896	2,424	4,320
アメリカ	-	-	1,803	-	-	2,605
ベトナム	-	-	783	-	-	3,373
タイ	-	-	909	-	-	1,747
ペルー	-	-	1,143	-	-	1,210
インドネシア	-	-	742	-	-	1,376
イギリス	-	-	683	-	-	883
その他	-	-	5,149	-	-	9,006
合 計	106,571	100,796	207,367	111,165	100,617	211,782

資料出所：法務省「在留外国人統計」

11【その他の追加データ】

11-①労働力人口

(人)

	H13	H21
大阪府	453万7千	434万8千

資料出所：総務省「労働力調査」

11-②単身世帯

(世帯)

	H12	H17
単身世帯	102万9千	115万2千
内 数	65歳以上	34万
	ひとり親世帯	7万7千
	6万3千	

資料出所：総務省「平成17年国勢調査 第一次基本集計結果」

11-③完全失業率

	H21
大阪府	6.6%
全国	5.1%

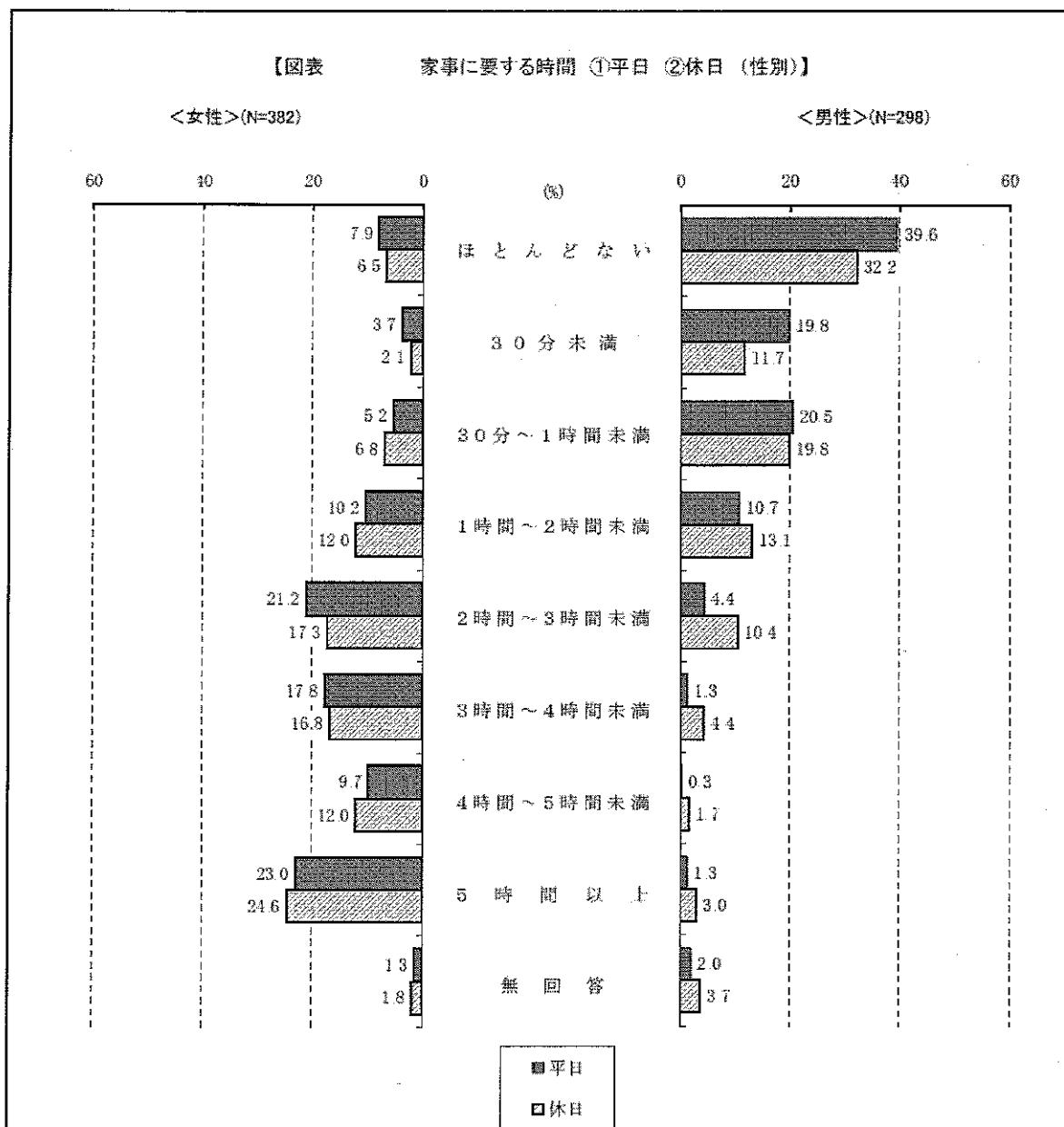
資料出所：総務省「平成21年労働力調査」

11-④非正規就業率

	H14	H19
大阪府	35.1%	38.6%

資料出所：総務省「就業構造基本調査」

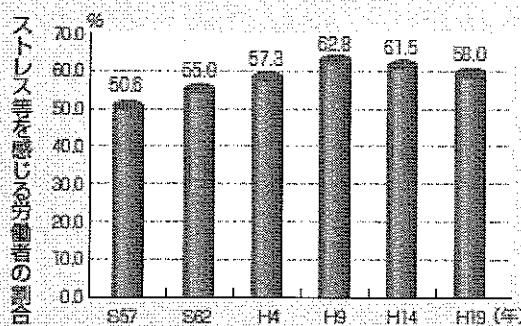
11-⑤：家事に要する時間（府民意識調査）



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（平成 21 年度）

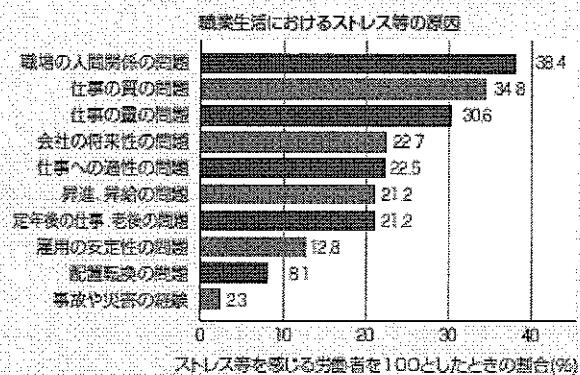
11-⑥：職業生活でのストレス等の状況・職業生活におけるストレス等の原因

図1 職業生活でのストレス等の状況



資料「労働者健康状況調査」(厚生労働省 各年版)

図2 職業生活におけるストレス等の原因



資料「平成19年労働者健康状況調査」(厚生労働省)

資料出所：厚生労働省 パンフレット「職場における心の健康づくり」

11-⑦：自殺者数（大阪府）

年 度	H 2	H 7	H 12	H17
女 性	443人	470人	578人	562人
男 性	827人	881人	1626人	1403人
総 数	1270人	1351人	2204人	1965人

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(参考)

平成19年以降の警察庁統計における自殺の原因・動機

(平成19年から自殺の原因・動機は3つまで計上されている。)

自殺者	原因・動機持定者	健 康 問題	精神・心因的問題				経済・生活問題	家庭問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他の問題	
			うつ病	統合失調症	アルコール依存症	薬物乱用							
平成21年	32,845	24,434	15,957 (64.9%)	6,949 (43.8%)	1,394	336	63	8,377	4,117	2,528	1,121	364	1,613
平成20年	32,249	23,490	15,153 (64.5%)	6,490 (42.8%)	1,368	310	48	7,404	3,912	2,412	1,115	387	1,538
平成19年	33,093	23,209	14,684 (63.3%)	6,060 (41.3%)	1,273	295	49	7,318	3,751	2,207	949	338	1,500

出典：警察庁「自殺の概要」

11-⑧：大阪府内の児童扶養手当受給者数の推移（各年3月末現在）

	大阪府（人）	全国（人）	全国比
平成15（2003）年	77,542	822,953	9.4%
平成16（2004）年	81,403	871,161	9.3%
平成17（2005）年	85,002	911,470	9.3%
平成18（2006）年	87,212	936,579	9.3%
平成19（2007）年	88,682	955,844	9.3%
平成20（2008）年	89,251	967,215	9.2%
平成21（2009）年	89,249	969,261	9.2%

※全国比：全国の児童扶養手当受給者数に占める大阪府の割合

資料出所：「第2次大阪府母子家庭等自立促進計画」

11-⑨：大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移（各年3月分）

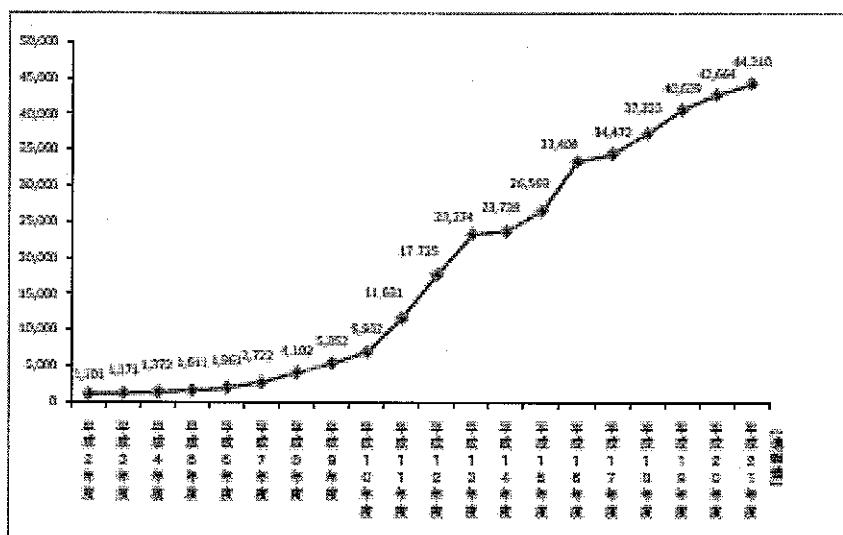
※政令市・中核市を含む。

	大阪府（世帯）	全国（世帯）	全国比
平成15（2003）年	13,474	78,006	17.3%
平成16（2004）年	14,933	84,752	17.6%
平成17（2005）年	16,053	88,800	18.1%
平成18（2006）年	16,656	91,239	18.3%
平成19（2007）年	16,849	92,475	18.2%
平成20（2008）年	16,940	92,266	18.4%
平成21（2009）年	17,247	94,285	18.3%

※全国比：全国の生活保護受給母子世帯数に占める大阪府の割合

資料出所：「第2次大阪府母子家庭等自立促進計画」

11-⑩：児童相談所における児童虐待相談対応件数



〈都道府県別〉

順位	都道府県名	件数
1	神奈川県	5,676件
2	大阪府	5,436件
3	東京都	3,339件
4	千葉県	2,655件
5	埼玉県	2,585件

資料出所：厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

(写)

男女共 第 1384号
平成20年12月22日

大阪府男女共同参画審議会
会長 徳矢 典子 様

大阪府知事 橋下 徹

大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府男女共同参画審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

本格的な人口減少時代の到来、少子高齢化、グローバル化、高度情報通信化の進展など、人々を取り巻く社会経済情勢は急速に変化している。

こうした変化に柔軟に対応し、人々がいきいき暮らすことができる活力ある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

平成11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、これまで国や地方公共団体は法の趣旨、理念等を踏まえ様々な施策を推進してきた。

大阪府においても、府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を平成14（2002）年4月に施行し、平成13年度からの概ね10年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン」（以下、「プラン」と記載）に沿って、働く場における男女共同参画の推進策をはじめ、様々な施策を総合的、計画的に展開してきた。

しかしながら、社会的な意思決定への女性の参画の遅れや女性に対する暴力の問題など、性別による固定的な役割分担意識を背景とした男女の自由な活動の選択を妨げる状況が依然として社会の様々な分野に存在している。

男女共同参画社会実現のためには、現行プランの目標年次である平成22年度末を控え、これまでの施策の到達点と課題を整理したうえで、平成23年度以降の新たな男女共同参画計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。

大阪府男女共同参画審議会委員名簿

会長 德矢 典子 弁護士

会長代理 伊藤 公雄 京都大学大学院文学研究科教授

委員 加納 恵子 関西大学社会学部教授

株本 佳子 日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会委員長

(※平成21年12月18日～)

[高瀬 正美 日本労働組合総連合会大阪府連合会男女平等推進部長

(※～平成21年12月17日)]

木戸口 公一 医療法人厚生会副理事長、同大阪西クリニック院長

清野 博子 前大阪府立男女共同参画・青少年センター館長

田間 泰子 大阪府立大学人間社会学部教授、女性学研究センター主任研究員

中田 理恵子 財団法人大阪府人権協会評議員 (※平成22年4月1日～)

[井上 泰子 財団法人大阪府人権協会評議員 (※～平成22年3月31日)]

畠 律江 毎日新聞社編集局学芸部編集委員

深堀 昭吾 シャープ株式会社人事本部副本部長

(※平成22年3月15日～)

[福島 伸一 パナソニック株式会社代表取締役専務

(※～平成21年6月10日)]

古久保さくら 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授

村上 正直 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

森田 雅也 関西大学社会学部教授

山野 則子 大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科教授

大阪府男女共同参画審議会の審議経過

【第20回】 平成20年12月22日

- ・会長及び会長代理の選任について
- ・大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）

【第21回】 平成21年3月30日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について

【第22回】 平成22年1月28日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について

【意見交換会】 平成22年3月24日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第23回】 平成22年5月24日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第24回】 平成22年7月20日

- ・男女共同参画関連施策の検証・評価について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第25回】 平成22年8月23日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第26回】 平成22年9月27日

- ・会長及び会長代理の選任について
- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第27回】 平成22年11月1日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の基本的な考え方について

【第28回】 平成22年12月17日

- ・新たな大阪府男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（答申案）